

2026年度(令和8年度)

人権教育・啓発事業実施計画
(個別事業)

京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

目 次

| | |
|---------------------------|-------|
| ① 知事直轄組織（知事室長） | |
| ・ メディア関係者等に対する働きかけ | ① - 1 |
| ・ きょうと府民だよりの発行 | ① - 1 |
| ・ テレビスポット放送 | ① - 2 |
| ・ ラジオ番組放送 | ① - 3 |
| ・ ラジオスポット放送 | ① - 4 |
| ・ 外国人住民に対する生活情報等の提供・相談の実施 | ① - 5 |
| ・ 地域における日本語教育の推進 | ① - 6 |
| ・ 外国人住民に対する災害時支援体制の整備 | ① - 7 |
| ・ 外国人住民の生活環境の整備 | ① - 8 |
| ・ 多文化共生施策の検討 | ① - 9 |
| ② 知事直轄組織（職員長） | |
| ・ センター研修 | ② - 1 |
| ・ 部局研修・職場研修 | ② - 2 |
| ・ 聞こえのコミュニケーション研修（手話研修） | ② - 2 |
| ・ 参加研修（人権大学講座） | ② - 3 |
| ・ 自己学習支援 | ② - 3 |
| ③ 危機管理部 | |
| ・ 消防職員初任教育及び幹部教育 | ③ - 1 |

| | | |
|----------------------------|---|-----|
| ④ 総務部 | | |
| ・ 個人情報保護推進事業 | ④ | - 1 |
| ・ 府公用封筒による啓発 | ④ | - 1 |
| ・ 北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業等 | ④ | - 2 |
| ⑤ 総合政策環境部 | | |
| ・ 公益財団法人世界人権問題研究センター運営助成 | ⑤ | - 1 |
| ・ 人権教育授業（医学部医学科） | ⑤ | - 2 |
| ・ 人権教育授業（医学部看護学科） | ⑤ | - 2 |
| ・ 人権教育授業（府立大学） | ⑤ | - 3 |
| ・ 教職員人権啓発研修（府立医科大学） | ⑤ | - 4 |
| ・ 教職員人権啓発研修（府立大学） | ⑤ | - 4 |
| ⑥ 文化生活部 | | |
| ・ 人権教育資料の作成 | ⑥ | - 1 |
| ・ 私立幼稚園人権教育研修 | ⑥ | - 2 |
| ・ 私立小・中・高等学校人権教育研修 | ⑥ | - 3 |
| ・ 私立専修・各種学校人権教育研修 | ⑥ | - 4 |
| ・ 宗教法人関係者人権問題研修会 | ⑥ | - 5 |
| ・ 犯罪被害者等支援総合対策事業 | ⑥ | - 6 |
| ・ 初期段階再犯防止強化事業費 | ⑥ | - 7 |
| ・ 男女共同参画審議会開催事業 | ⑥ | - 8 |
| ・ 京都ウィメンズベース事業 | ⑥ | - 9 |

| | |
|---------------------------------|--------|
| ⑥ 文化生活部（続き） | |
| ・ マザーズジョブカフェ推進事業 | ⑥ - 10 |
| ・ 保育ルーム設置促進事業 | ⑥ - 10 |
| ・ 男女共同参画センター運営助成事業 | ⑥ - 11 |
| ・ 女性つながりサポート事業 | ⑥ - 11 |
| ・ ドメスティック・バイオレンス対策事業 | ⑥ - 12 |
| ・ KYOのあけぼのフェスティバル開催事業 | ⑥ - 13 |
| ・ 消費者あんしんサポート事業費 | ⑥ - 14 |
| ⑦ 文化生活部（人権啓発推進室） | |
| ・ 人権啓発イメージソング活用事業 | ⑦ - 1 |
| ・ 人権啓発に関するホームページ | ⑦ - 2 |
| ・ 啓発資料等作成・配布 | ⑦ - 3 |
| ・ 新聞意見広告 | ⑦ - 4 |
| ・ 新聞意見広告〔人権口コミ情報〕 | ⑦ - 5 |
| ・ 人権啓発ラジオ番組〔FM放送〕「Voice To You」 | ⑦ - 6 |
| ・ 人権啓発ラジオ番組〔AM放送〕「もっと知りたい！人権情報」 | ⑦ - 7 |
| ・ SNSによる広告啓発事業 | ⑦ - 8 |
| ・ 京都ヒューマンフェスタ2026 | ⑦ - 9 |
| ・ 人権フォーラム | ⑦ - 10 |
| ・ 人権擁護啓発ポスターコンクール | ⑦ - 11 |
| ・ 人権啓発指導者養成研修会 | ⑦ - 12 |
| ・ 京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会 | ⑦ - 13 |

| | |
|-----------------------------|--------|
| ⑦ 文化生活部（人権啓発推進室）（続き） | |
| ・ 人権問題法律相談（京都府人権リーガルレスキュー隊） | ⑦ - 14 |
| ・ 京都人権啓発行政連絡協議会事業 | ⑦ - 15 |
| ・ 京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業 | ⑦ - 16 |
| ・ インターネット上の人権侵害対策 | ⑦ - 17 |
| ・ 性的指向と性自認の理解促進等に関する研究会 | ⑦ - 18 |
| ・ 人権啓発活動再委託事業 | ⑦ - 19 |
| ・ 人権問題啓発補助事業 | ⑦ - 19 |
| ・ 地域交流活性化支援事業 | ⑦ - 20 |
| ・ 人権啓発地域活動事業 | ⑦ - 21 |

⑧ 健康福祉部

- ・ 健康福祉部関係団体職員人権研修（健康福祉関係者） ⑧ - 1
- ・ 健康福祉部人権問題職場研修会 ⑧ - 2
- ・ 高齢者総合相談センターの運営 ⑧ - 3
- ・ 看取りプロジェクト推進事業 ⑧ - 4
- ・ 認知症総合対策事業 ⑧ - 5
- ・ 京都府認知症介護に係る研修 ⑧ - 6
- ・ 高齢者の権利擁護の推進 ⑧ - 7
- ・ 障害者の権利擁護の推進 ⑧ - 8
- ・ 発達障害者支援体制整備事業（障害者自立支援費） ⑧ - 9
- ・ 発達障害者支援体制整備事業（障害児自立支援費） ⑧ - 10
- ・ 障害者に対する理解と交流促進活動 ⑧ - 11
- ・ 聞こえに障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり推進事業 ⑧ - 12
- ・ 精神障害者家族支援強化事業 ⑧ - 12
- ・ ハンセン病問題啓発事業 ⑧ - 13

| | |
|------------------------------|--------|
| ⑧ 健康福祉部（続き） | |
| ・ エイズに関する普及啓発事業 | ⑧ - 14 |
| ・ 自殺防止総合対策事業 | ⑧ - 15 |
| ・ 生活保護関係職員研修 | ⑧ - 16 |
| ・ 新任査察指導員研修・生活保護査察指導員会議 | ⑧ - 17 |
| ・ 民生委員・児童委員協議会代表者研修会 | ⑧ - 18 |
| ・ 民生委員・児童委員人権問題啓発研修会 | ⑧ - 19 |
| ・ 社会福祉施設長研修 | ⑧ - 20 |
| ・ 介護・福祉施設職員階層別研修 | ⑧ - 21 |
| ・ オレンジリボンキャンペーン | ⑧ - 22 |
| ・ ヤングケアラー支援体制強化事業 | ⑧ - 23 |
| ・ 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター事業 | ⑧ - 24 |
| ・ 保育職員研修事業 | ⑧ - 25 |
| ⑨ 商工労働観光部 | |
| ・ 公正採用選考啓発事業 | ⑨ - 1 |
| ・ 企業内人権問題啓発セミナー | ⑨ - 2 |
| ・ 企業・職場人権啓発推進事業 | ⑨ - 3 |
| ・ 府営工業団地立地企業人権研修 | ⑨ - 4 |
| ・ シルバー人材センター人権研修 | ⑨ - 5 |
| ・ 労働相談事業 | ⑨ - 6 |
| ・ 府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業 | ⑨ - 6 |
| ⑩ 農林水産部 | |
| ・ 農林漁業関係団体職員人権啓発研修 | ⑩ - 1 |
| ・ 農村女性育成事業・京の農林女子カパワーアップ支援事業 | ⑩ - 2 |
| ・ 農林漁業関係団体役職員人権啓発研修費補助事業 | ⑩ - 3 |

| | | |
|--|---|------|
| ⑪ 建設交通部 | | |
| ・ 建設業人権啓発研修 | ⑪ | - 1 |
| ・ 宅地建物取引業者人権啓発 | ⑪ | - 2 |
| ⑫ 教育庁 | | |
| ・ あんしん「子育て－教育」京都プロジェクト事業 | ⑫ | - 1 |
| ・ いじめ防止・不登校支援等総合推進事業 | ⑫ | - 2 |
| ・ 効果の上がる学力対策事業 | ⑫ | - 3 |
| ・ 教職員研修事業 | ⑫ | - 4 |
| ・ 人権教育資料作成 | ⑫ | - 6 |
| ・ 人権教育資料作成（人権教育進路保障資料） | ⑫ | - 6 |
| ・ 人権教育研究推進事業 | ⑫ | - 7 |
| ・ 人権教育推進事業（学習教材・啓発資料整備） | ⑫ | - 8 |
| ・ 森と小川の教室推進事業 | ⑫ | - 9 |
| ・ 人権教育推進事業（人権教育指導者研修会） | ⑫ | - 10 |
| ・ 人権教育推進事業（人権教育（教育局別）行政担当者等研究協議会） | ⑫ | - 11 |
| ⑬ 警察本部 | | |
| ・ 所属ハラスメント相談員研修会 | ⑬ | - 1 |
| ・ 被害者支援専科 | ⑬ | - 2 |
| ・ 本部特別被害者支援要員、警務課兼務者及び警察署犯罪被害者支援担当者研修会 | ⑬ | - 3 |
| ・ 死傷者多数事案における被害者支援連携訓練 | ⑬ | - 4 |
| ・ 職務倫理教養 | ⑬ | - 5 |
| ・ 「聞こえのサポーター」養成講習会 | ⑬ | - 6 |
| ・ 新規性犯罪指定捜査員等研修会 | ⑬ | - 7 |
| ・ 性犯罪捜査専科 | ⑬ | - 8 |
| ・ 児童虐待・児童の性的搾取事案等に対する適切な対応 | ⑬ | - 9 |
| ・ サイバー犯罪被害等防止に関する講演活動 | ⑬ | - 10 |
| ・ 採用時における人権教育 | ⑬ | - 11 |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|------------------|----------|------|---|
| メディア関係者等に対する働きかけ | | 随時 | (1)事業の目的・概要 人権に配慮した取材・報道が行われるよう働きかける。 (2)内 容 [対 象 者] 府政記者クラブ加盟16報道機関 [内 容] 府政記者等に対し、個々の事案発生時など、人権に配慮した取材・報道を要請する。 (3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 各報道機関は倫理綱領等の指針に基づき、人権に配慮した取材・報道に取り組みされており、今後も個々の事案に応じて対応 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 広報課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | メディア関係者等 | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|---------------------------------------|--|
| きょうと府民だよりの発行 | | 8月 (人権強調月間) 12月 (人権週間) ほか | (1)事業の目的・概要 府政広報紙による人権啓発を実施する。 (2)内 容 [事業種別] 広報 [対 象 者] 京都府民 [内 容] ・8月号：人権にかかわりのある特集記事を掲載 ・12月号：人権にかかわりのある特集記事を掲載 ・他月号：人権にかかわりのある記事（コラム）を掲載 [数 量] 毎号1,220,000部 (別途、文字拡大版700部、点字版240部、テープ版・デージー(CD)版350本) (3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 社会情勢を踏まえ関心の高まっているテーマを掲載してきており、引き続き時機に即したテーマを提供し啓発に努める。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 広報課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 家庭 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|----------------|---|
| テレビスポット放送 | | | |
| 新規・継続等 | 継続 | 5月 (憲法週間) | (1)事業の目的・概要 人権に関する啓発を目的として、府民に広く周知するため、テレビ放送を活用して広報CM「人権啓発スポット」を放送する。 (2)内 容 [事業種別] 広報 [対 象 者] 京都府民 [放 送 局] KBS京都 [放送内容] 各実施月に応じて構成した30秒スポットを1日1種類を放映 なお、「人権強調月間」の8月については1日2種類を放映 (3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 8月の「人権強調月間」においては、社会問題化している人権問題に関するスポットCMを新たに1種類制作し放映。なお、制作するテーマについては、人権啓発推進室と協議の上決定。 |
| 担当課(室) | 広報課 | 8月 (人権強調月間) | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | 9月 (就職採用選考) | |
| 人権教育・啓発の場 | 家庭 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | 12月 (人権週間) | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | 3月 (就職) | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|-----------|---|
| ラジオ番組放送 | | 8月 12月 | (1)事業の目的・概要 広報ラジオ番組において人権問題を啓発する内容を放送する。 (2)内 容 ①きょうとほっと情報 [事業種別] 広報 [対 象 者] 京都府民 [放送局] KBS京都 [実施時期] 8月、12月 [放送内容] 各実施月に応じて構成 ②京都トークRUN [事業種別] 広報 [対 象 者] 京都府民 [放送局] KBS京都 [実施時期] 12月 [放送内容] 人権週間に京都府の取組等を広報 ③Meets the Kyoto [事業種別] 広報 [対 象 者] 京都府民 [放送局] エフエム京都 [実施時期] 8月 [放送内容] 時宜に応じた内容で構成 (3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 人権問題の解決に向けて啓発活動が重視される今日、繰り返し電波媒体を活用した広報を行い、人権啓発活動の推進を図ってまいりたい。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 広報課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 家庭 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|------|--|
| ラジオスポット放送 | | 12月 | (1)事業の目的・概要 人権問題に関するスポット放送を行う。 (2)内 容 ①〔事業種別〕 広報 〔対 象 者〕 京都府民 〔放 送 局〕 エフエム京都 〔放送内容〕 時宜に応じた内容で構成した40秒スポット ②〔事業種別〕 広報 〔対 象 者〕 京都府民 〔放 送 局〕 KBS京都 〔放送内容〕 人権週間をフォローする形で、若年層に訴える内容の20秒スポット (3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 人権問題の解決に向けて啓発活動が重視される今日、繰り返し電波媒体を活用した広報を行い、人権啓発活動の推進を図ってまいりたい。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 広報課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 家庭 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|-------------------------|----------|------|---|
| 外国人住民に対する生活情報等の提供・相談の実施 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 外国人住民に対して生活情報等の提供や相談の実施を行うとともに、多言語対応を推進する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕生活支援等 〔対象者〕外国人住民 〔内 容〕 ○外国人住民総合相談窓口の運営 「京都府外国人住民総合相談窓口」（令和元年6月開設）において、外国人住民に対する生活情報の提供・相談を実施する。 （対応言語） 日本語、英語、ベトナム語、中国語、フィリピン語、韓国・朝鮮語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、シンハラ語、クメール語（カンボジア語）、ミャンマー語、ヒンディー語、ベンガル語、ロシア語、マレー語、モンゴル語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ウクライナ語、アラビア語（平日のみ）、ウルドゥ語（全25言語） ○やさしい日本語の活用・普及促進 外国人住民とのコミュニケーション手段として有効な「やさしい日本語」の府内における活用と普及を促進 ○多言語による生活情報等の提供 ①府のホームページによる発信（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、やさしい日本語） ②メールマガジン「Kyoto Prefecture Monthly News」（英語版）の発信（1回/月） ③留学生スタディ京都ネットワークのポータルサイトにより、留学生支援情報を発信</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 増加する外国人住民に対応するため、引き続き生活情報等の提供や相談の実施を行うとともに、多言語化を推進する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 国際課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 相談機関連携充実 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 外国人 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|------|---|
| 地域における日本語教育の推進 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 「地域における日本語教育推進プラン（第2次）」（令和6年12月策定）に基づき、外国人住民に対する地域における日本語教育の取組を総合的に推進する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕日本語教育 〔対 象 者〕外国人住民 〔内 容〕 ○日本語教室空白地域における新たな教室の開設支援 ○オンライン日本語教室の開設 ○企業向けやさしい日本語研修の実施 ○企業に対する日本語教育への理解促進 ○専門人材による学習支援者の養成等 ○日本語教育の推進に取り組む市町村の支援 など</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 令和6年12月末の外国人住民は約8万2千人と過去最多となったほか、特定技能の拡充や育成就労の導入などにより、今後も外国人住民のさらなる増加が見込まれる。こうした大きな社会情勢の変化、外国人住民や地域のニーズや課題に対応するため、令和6年12月に「地域における日本語教育推進プラン（第2次）」を策定した。 上記のプランに基づき、市町村や市町村国際交流協会など多様な主体と連携しつつ、地域における日本語教育の取組を総合的に推進する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 国際課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 外国人 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|---------------------|--------|------|--|
| 外国人住民に対する災害時支援体制の整備 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 (公財)京都府国際センターと協働して、行政機関、市町村国際化協会やNPO団体と連携し、外国人住民に対する災害時支援体制を整備する。</p> <p>(2)内 容 [事業種別] 防災啓発等 [対 象 者] 外国人住民 [内 容] ○災害多言語支援センター開設・運営支援 ○災害時外国人支援ネットワーク会議、防災訓練 ○災害時外国人サポーター（(公財)京都府国際センターボランティア）等の募集・登録・研修 ○外国人のための防災ガイドブックの作成・配布 (作成言語) やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語 (配布場所) 府内市町村、地域の日本語教室、市町村国際化協会等</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 地震などの大災害が発生した際、外国人住民の被災者をどのように支援するのか認識を共有し、連携して支援に当たることが重要。 災害時外国人支援ネットワーク会議を定期的を開催するなど、各市町村の担当者や国際化協会・日本語教室などと引き続き、意見交換を行う。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 国際課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 外国人 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|------|--|
| 外国人住民の生活環境の整備 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 留学生等を対象に住環境の整備を行う。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕生活環境整備 〔対 象 者〕府内留学生等（世帯含む） 〔内 容〕 ○留学生寮の運営 「きょうと留学生オリエンテーションセンターみずき寮」に「留学生オリエンター」を配置し、日本の生活に不慣れな入居留学生に対して、生活ルールの指導や地域住民との交流事業等を企画・実施 ○外国人研究者・留学生等に対する府営住宅への優先入居 外国人研究者・留学生等の世帯のために優先枠を設け、府営住宅への入居募集を実施 ○外国人のための医療ガイドブック 外国人が日本の病院にかかる際に役立つよう日本の医療制度や役立つ会話集（体の部位、症状等）を作成し、ホームページに掲載 （作成言語） 日本語、英語、中国語（簡・繁）、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、アラビア語</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 日本での生活を始める留学生等にとって、住環境の用意は重要である。増加傾向にある留学生等の住環境の整備を引き続き行う。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 国際課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 外国人 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|------|---|
| 多文化共生施策の検討 | | 通年 | (1)事業の目的・概要 外国籍府民が府内で生活する際の課題抽出やその解決のための施策等について、外国籍府民共生施策懇談会、産学公連携海外人材活躍ネットワーク、京都府外国人材受入れ・共生施策推進本部会議等において検討。 (2)内 容 [事業種別] 有識者会議等 [対 象 者] 外国籍府民共生施策懇談会委員（6名）、府関係各課職員 [開催時期] 外国籍府民共生施策懇談会 年に2回程度 京都府外国人材受入れ・共生施策推進本部会議 年に1回程度 [内 容] 外国籍府民が府内で生活する際の課題抽出や、その解決のため施策等の検討を行う (3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 年々増加している外国籍府民に関する課題に対応するため、本会議において施策検討を実施する。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 国際課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 外国人 | | | |

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|------|--|
| 多文化共生施策の検討 | | 通年 | (1)事業の目的・概要 ウクライナ情勢の影響を受ける府内在住のウクライナ人等に対する支援の実施 (2)内 容 [事業種別] 生活支援等 [対 象 者] 府内在住のウクライナ避難民等 [内 容] ○府内在住ウクライナ人等相談支援事業（令和4年3月18日開始） 国際センターに設置の「京都府外国人住民総合相談窓口」（再掲）において支援 ○ウクライナ留学生に対する緊急生活支援事業補助金 ○京都府ウクライナ避難民支援義援金の受付（令和4年5月17日開始） ○府内在住ウクライナ避難民への一時金の支給 ○府内在住ウクライナ避難民に対する府営住宅の提供（有償） (3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 一日も早い平和的な解決を望むウクライナの皆様の思いを強く共有し、引き続き、ウクライナの方々に寄り添った支援を行う。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 国際課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 外国人 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|--------------------------------|----------------------|--|--|--|--|-----|-----|----|----|----------------------------|-----------------------------|----------------------|-----------------------------------|----------------------------|--------------------------------|----------------|-------------------------|
| センター研修 | | | (1) 事業の目的・概要 人権尊重の理念や人権問題の本質を理解し、現状・課題の認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための研修を実施 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新規・継続等 | 継続 | | (2) 内 容 [事業種別] 研修会 [会 場] 研修センター等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当課(室) | 職員研修・研究支援センター | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定職業従事者 | 公務員 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権全般 | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>テーマ</th> <th>講師</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採用年次・職務等で指定する職員 約1,000名</td> <td>人権尊重の理念、人権問題の現状と課題、人権行政の動向等</td> <td rowspan="3">学識経験者、NPO法人等の役員、府職員等</td> <td rowspan="3">講義・講演 ワーク ショップ フィールドワーク等</td> </tr> <tr> <td>人権問題職場研修指導者・主任（新任） 約60名</td> <td>人権問題の現状と課題、人権行政の動向、研修企画・技法の習得等</td> </tr> <tr> <td>全職員 約1,400名</td> <td>人権の基本的考え方、様々な人権問題の現状と課題</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 対象者 | テーマ | 講師 | 方法 | 採用年次・職務等で指定する職員 約1,000名 | 人権尊重の理念、人権問題の現状と課題、人権行政の動向等 | 学識経験者、NPO法人等の役員、府職員等 | 講義・講演 ワーク ショップ フィールドワーク等 | 人権問題職場研修指導者・主任（新任） 約60名 | 人権問題の現状と課題、人権行政の動向、研修企画・技法の習得等 | 全職員 約1,400名 | 人権の基本的考え方、様々な人権問題の現状と課題 |
| 対象者 | テーマ | 講師 | 方法 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 採用年次・職務等で指定する職員 約1,000名 | 人権尊重の理念、人権問題の現状と課題、人権行政の動向等 | 学識経験者、NPO法人等の役員、府職員等 | 講義・講演 ワーク ショップ フィールドワーク等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権問題職場研修指導者・主任（新任） 約60名 | 人権問題の現状と課題、人権行政の動向、研修企画・技法の習得等 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全職員 約1,400名 | 人権の基本的考え方、様々な人権問題の現状と課題 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | (3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・職員を対象に、毎年講義、ワークショップ、フィールドワーク等の手法で研修を実施しており、一定の効果があるものと認識。 ・多様化、複雑化する人権問題に対応するため、内容や実施方法の工夫が必要と認識。 ・内容や実施方法について検討してまいりたい。 | | | | | | | | | | | | | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------|--------|----|--------|---------|----------------|--|-----------|-------|---------|-----|------|--------|-------------|--|------|--|--------|--|
| 部局研修・職場研修 <table border="1"> <tr> <td>新規・継続等</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>担当課(室)</td> <td>各部局主管課等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">人権教育・啓発の対象・手法等</td> </tr> <tr> <td>人権教育・啓発の場</td> <td>企業・職場</td> </tr> <tr> <td>特定職業従事者</td> <td>公務員</td> </tr> <tr> <td>推進方策</td> <td>効果的な手法</td> </tr> <tr> <td colspan="2">解決に資する人権問題等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">人権全般</td> </tr> </table> | | 新規・継続等 | 継続 | 担当課(室) | 各部局主管課等 | 人権教育・啓発の対象・手法等 | | 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | 特定職業従事者 | 公務員 | 推進方策 | 効果的な手法 | 解決に資する人権問題等 | | 人権全般 | | 11月～1月 | (1)事業の目的・概要 人権問題の現状・課題についての認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための研修を各所属ごとに実施 (2)内 容 [事業種別] 研修会 [対象者] 全職員 [参加者数] ⑥実績 4,932人 [内 容] 人権尊重の理念、様々な人権問題、人権にかかわる問題事象 等 [講師] 学識経験者、府職員 等 [方 法] 講義・講演、ワークショップ、体験学習、グループ討議 等 (3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・各部局で部局内職員を対象に、毎年研修を実施しており、一定の効果があるものと認識。 ・各部局でのテーマ選定、実施方法の工夫とともに、職員研修・研究支援センターからの情報提供等により、より効果の高い研修について検討してまいりたい。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当課(室) | 各部局主管課等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定職業従事者 | 公務員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------|--------|----|--------|---------------|----------------|--|-----------|-------|---------|-----|------|--------|-------------|--|------|--|--------|--|
| 聞こえのコミュニケーション研修（手話研修） <table border="1"> <tr> <td>新規・継続等</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>担当課(室)</td> <td>職員研修・研究支援センター</td> </tr> <tr> <td colspan="2">人権教育・啓発の対象・手法等</td> </tr> <tr> <td>人権教育・啓発の場</td> <td>企業・職場</td> </tr> <tr> <td>特定職業従事者</td> <td>公務員</td> </tr> <tr> <td>推進方策</td> <td>効果的な手法</td> </tr> <tr> <td colspan="2">解決に資する人権問題等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">人権全般</td> </tr> </table> | | 新規・継続等 | 継続 | 担当課(室) | 職員研修・研究支援センター | 人権教育・啓発の対象・手法等 | | 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | 特定職業従事者 | 公務員 | 推進方策 | 効果的な手法 | 解決に資する人権問題等 | | 人権全般 | | 11月～1月 | (1)事業の目的・概要 聴覚障害者との意思の疎通を円滑に行うため、手話に関する基礎的知識、技法を習得し、聴覚障害者問題に対する認識を深める。 (2)内 容 [事業種別] 研修会 [対象者] 府民対応が多い職場の職員等 [参加者数] ⑥実績 7人 [内 容] 聴覚障害の理解、聴覚障害のある人の暮らし、聴覚補償・環境整備・社会資源の活用、手話実技 等 [講師] 京都府聴覚言語障害センター [方 法] 講義、手話実技 等 (3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・府民対応が多い職場の職員等を対象に、毎年研修を実施しており、一定の効果があるものと認識。 ・聴覚障害の理解を深め、聴覚障害者との意思の疎通が円滑に行えるよう、研修の内容等について検討してまいりたい。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当課(室) | 職員研修・研究支援センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定職業従事者 | 公務員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|---------------|-------|---|
| 参加研修（人権大学講座） | | 6月～2月 | <p>(1) 事業の目的・概要 人権尊重の理念や人権問題の本質を理解し、現状・課題の認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための職場研修指導者に対する研修について、世界人権問題研究センター主催の人権大学講座への参加により実施</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 研修会 〔対 象 者〕 人権問題職場研修指導者 〔参加者数〕 ⑥実績 128人 〔内 容〕 人権大学講座（世界人権問題研究センター主催） 〔講 師〕 学識経験者、世界人権問題研究センター研究員 等 〔方 法〕 講義、フィールドワーク 等</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・人権問題職場研修指導者が毎年研修に参加しており、一定の効果があるものと認識。 ・今後も世界人権問題研究センターと連携し引き続き参加していきたい。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 職員研修・研究支援センター | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | 公務員 | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|---------|------|--|
| 自己学習支援 | | 随時 | <p>(1) 事業の目的・概要 府職員の人権意識の高揚に向けた自己啓発を支援するための人権関係情報の提供。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 資料整備 〔対 象 者〕 全職員 〔内 容〕 講演録の掲載、人権に関する資料の提供 等 〔方 法〕 職員研修・研究支援センターポータルサイトへの掲載 等</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・毎年最新の講演録の掲載等を行っており、一定の効果があるものと認識。 ・さらなる内容の充実について検討してまいりたい。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 各部局主管課等 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | 公務員 | | |
| 推進方策 | 資料等の整備 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|---|--------|----------------------------|---|
| 消防職員初任教育及び幹部教育 | | 新任：4月～9月（予定） 現任：11月（予定） | (1) 事業の目的・概要 新たに消防職員に採用された者（京都市及びその各市町村等消防職員）に対して、人権問題について正しい理解と認識をさせるとともに、各種消防業務で適切な対応を行えることを目的とする教育を実施する。 なお、（京都市消防職員を除く）現任消防職員を対象とした幹部教育（初級幹部科）については、新任職員と同様に実施予定。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 消防学校 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| 特定職業従事者 | 消防職員 | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |
| (2) 内 容 [事業種別] 研修事業 [対象者] 消防職員 [参加者数] 新任消防職員（京都府立：約65名） 現任消防職員（約16名） [会 場] 消防学校 [開催時期] 新任：令和8年4月～9月（予定） 現任：令和8年11月（予定） [内 容] ・手話研修 ・社会福祉研修 他 | | | |
| (3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 幹部教育参加者については、所属本部等で人権研修を受ける機会が多いため、内容が重複しないよう、ニーズに沿ったテーマを選定する。 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|------|--|
| 個人情報保護推進事業 | | 随時 | (1) 事業の目的・概要 個人情報保護制度に係る啓発等の実施 (2) 内 容 ○事業種別 啓発・研修等 ○テーマ等 ①府ホームページ等における啓発 ②職員ポータルによる周知 ③新規採用職員研修（動画研修 200人） ④府の担当者（文書主任）に対する個人情報保護法に基づく個人情報の取扱いについての研修（100人） ⑤e-ラーニング研修（個人情報保護制度）（全職員） (3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 個人情報の漏えい等の事案が多々報道される中、職員等に対し、漏えい防止を含めた個人情報の適正な管理について周知徹底を図る必要がある。 今後とも各種研修等の機会を活用し、個人情報保護法の理解が深まるよう努めることとする。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 政策法務課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 個人情報の保護 | | | |

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|------|---|
| 府公用封筒による啓発 | | 通年 | (1) 事業の目的・概要 府民等が人権について気付き、考えるきっかけとするため、府公用封筒に人権啓発標語を印刷 (2) 内 容 [事業種別] 啓発 [対象者] 府民等 [参加者数] 不特定多数（封筒は約33万通作成予定） [内 容] 府公用封筒に人権啓発標語「知ろう守ろう考えようみんなの人権」を印刷し、活用することにより、府民等を対象とした人権啓発に資する。 (3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 引き続き事業を継続することにより、広く府民等に対し、啓発を行っていく。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 入札課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|--------------------------|--------|------|--|
| 北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業等 | | 通年 | <p>(1) 事業の目的・概要 国や市町村とも連携して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進する。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 広報・啓発 〔対象者〕 府民、京都府職員 〔会場〕 府庁等</p> <p>○北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～16日) 〔内 容〕 ・府庁において啓発パネルを展示 ・法務省作成の啓発週間周知ポスターを掲示 ・府庁旧本館を、拉致被害者の救出を求めるブルーリボンバッチのカラーであるブルーにライトアップ ・府民だより、ラジオ等による周知</p> <p>○その他 〔内 容〕 ・「京都ヒューマンフェスタ」(11月)において、拉致問題特設ブースを設け、啓発映画である「めぐみ」を放映する他、啓発パネルを展示 ・府ホームページによる周知</p> <p>(3) 背景(現状・課題)及び今後の取組の方向性について 拉致被害者等やそのご家族はご高齢となっており、拉致問題の解決には一刻の猶予も許されない。 取組を実施するに当たっては、外国人へのヘイトスピーチや差別・排除行為が誘発されないよう、十分に配慮する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 総務調整課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 北朝鮮当局による拉致問題 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------------------|------------|------|---|
| 公益財団法人世界人権問題研究センター 運営助成 | | 通年 | <p>(1) 事業の目的・概要 公益財団法人世界人権問題研究センターの運営に対して助成する。 〔センターの目的〕 人権問題について世界的視野に立った調査・研究を行い、広範な学問分野で研究機関・研究者と連携交流を促進することにより、国の内外にわたる人権問題に係る学術・研究の振興を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 内容 〔センターが行う主な事業〕 (1) 人権問題に関する調査・研究及び国際的な学術交流の推進 (2) 人権問題に関する文献・資料等の収集と提供 (3) 研究成果の公表のための図書の刊行及び講演会の開催等 (4) その他法人の目的の達するために必要な事業</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 〔センターの取組と今後の方向性〕 ・研究成果については、季刊誌等の発行や、人権大学講座や「世人研発ふらっとプロジェクト」などのセンターの主催事業、京都府・府内市町村等からの依頼による研修講師派遣などを通じて府民に還元している。 ・R7は、人権大学講座を14回、講師派遣を32件実施 ・センターの京都市立芸術大学内への移転（R5）を契機に、芸術や環境をはじめとする様々な分野との連携・交流を進めており、これまでにない幅広い研究とその成果を広く府民に還元することで、人権問題への理解促進に取り組む。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 政策環境総務課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 調査・研究成果の活用 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|-------|--|
| 人権教育授業（医学部医学科） | | 4月～3月 | <p>(1)事業の目的・概要 府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 授業（講義） 〔対 象 者〕 医学部医学科生（第1学年） 〔参加者数〕 約100名 〔会 場〕 本学 〔開催時期〕 4月～3月 計3回各回1.5h 〔内 容〕 〔科目名〕 リレー講義（キャリア・人権教育）</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 京都府公立大学法人中期目標に基づき、教育研究活動におけるハラスメント等の人権侵害の防止や業務遂行における人権尊重を徹底するとともに、人権や倫理に配慮した教育の充実を図る。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 府立医科大学 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|-----------------|--------|-------|---|
| 人権教育授業（医学部看護学科） | | 4月～3月 | <p>(1)事業の目的・概要 府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 授業（講義） 〔対 象 者〕 医学部看護学科生（第1学年） 〔参加者数〕 約90名 〔会 場〕 本学 〔開催時期〕 4月～3月 計3回各回1.5h 〔内 容〕 〔科目名〕 人権論</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 京都府公立大学法人中期目標に基づき、教育研究活動におけるハラスメント等の人権侵害の防止や業務遂行における人権尊重を徹底するとともに、人権や倫理に配慮した教育の充実を図る。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 府立医科大学 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|------------------------------|---|
| 人権教育授業（府立大学） | | 前期4月～8月 後期10月～2月 各期15各回 1.5h | (1) 事業の目的・概要 府立大学学生の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。 (2) 内 容 【事業種別】 授業（講義） 【対象者】 学部生 【参加者数】 各期 約200人 【会場】 本学 【開催時期】 前期4月～8月 後期10月～2月 各期15各回1.5h 【内 容】 ○テーマ等： 人権論（人文・社会科学系）〔前期〕「生活保障システムと人権」など14テーマ ※担当教員（リレー講義方式） 文学部：吉岡 真由美、山口 エレノア、川瀬 貴也 公共政策学部：窪田 好男、村田 隆史 人権論（自然・生活科学系）〔後期〕「宗教と人権：イスラーム世界における人権とは。」など14テーマ ※担当教員（リレー講義方式） 農学食科学部：長井 薫、村元 由佳利、桐原 翠、亀井 康富、久保 中央 生命理工情報学部：織田 昌幸、高野 和文、浅田 太郎、佐藤 雅彦 環境科学部：宮藤 久士、三好 岩生、石川 敦雄、関口 達也 (3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 府立の大学においては、京都府公立大学法人中期目標に基づき、教育研究活動におけるハラスメント等の人権侵害の防止や業務遂行における人権尊重を徹底するとともに、人権や倫理に配慮した教育の充実を図る必要がある。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 府立大学 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|-------------------|--------------|------|---|
| 教職員人権啓発研修（府立医科大学） | | 12月 | <p>(1)事業の目的・概要 人権全般に係る項目、医療に係る項目、各種人権問題（京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）に掲げられている課題）に係る項目を中心とした研修会を実施する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕研修会・講演会：1.5h 〔対 象 者〕全教職員 〔参加者数〕約1,000名（延べ人数） 〔会 場〕本学 〔開催時期〕12月 〔内 容〕人権問題全般、医療と人権、ワークライフバランス、各種人権問題など3種類（具体的なテーマ、講師等は未定）</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 学内の人権教育関係組織である協議会や委員会と連携をとりながら、時宜にかなったテーマを選定（府立医科大学においては、医療従事者が多いことから、「患者」や「医療」などのテーマについても考慮）するとともに、多くの教職員等が参加できるよう日程にも配慮する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 府立医科大学 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| 特定職業従事者 | 教職員・社会教育関係職員 | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|-----------------|--------------|-------|---|
| 教職員人権啓発研修（府立大学） | | 7月～1月 | <p>(1)事業の目的・概要 府立大学の教職員を対象に、基本的人権の尊重や人権侵害の防止に対する意識の向上を図るため、広く人権問題全般について今日的に重要なテーマに関する研修を実施する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕研修 〔対 象 者〕本学教職員 〔参加者数〕約300人 〔会 場〕本学 〔開催時期〕7月～1月 〔内 容〕未定（人権委員会、男女共同参画推進委員会、ハラスメント防止委員会等で検討・決定）</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 府立大学の教職員に対する研修として、学内の人権委員会に諮り、時宜にかなったテーマを選定するとともに、多くの教職員等が参加できるよう方法、日程にも配慮する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 府立大学 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| 特定職業従事者 | 教職員・社会教育関係職員 | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| | | 実施時期 | 概 要 |
|----------------|--------------|-----------|---|
| 人権教育資料の作成 | | 3月末 配付 | <p>(1)事業の目的・概要 私立学校における人権教育の推進に資するため、教職員の参考として人権教育・啓発に関する資料を掲載した「人権教育資料」を作成・配布する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 資料作成 〔対 象 者〕 府内私立学校教職員 〔対象者数〕 約5,800人 〔テーマ等〕 未定 〔事業規模〕 数量約5,800部 〔そ の 他〕 配布先府内の私立学校 (幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校・各種学校)</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 例年、人権関係法令集、児童生徒の人権学習及び教職員の人権研修の展開例、人権研修会での講演録等及び私立小・中・高等学校を対象に実施している「人権教育実施状況調査」の結果を掲載している。 令和2年度に実施した「人権教育に関する教職員の意識調査」の結果から、人権問題についての理解度の定着や世代間の意識の差等に課題が見られたため、今後の掲載内容については上記事業の目的に加え、課題の改善につながる内容を検討する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 文教課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| 特定職業従事者 | 教職員・社会教育関係職員 | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------------|------|---|
| 私立幼稚園人権教育研修 | | 3月 | <p>(1)事業の目的・概要 各園教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、各園で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 研修会 〔対 象 者〕 私立幼稚園の設置者、園長、教諭等 〔テーマ等〕 未定 〔事業規模〕 約100名 〔会 場〕 京都私学会館 〔そ の 他〕 参集型の対面形式で実施</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 令和2年度に実施した「人権教育に関する教職員の意識調査」の結果から、教職員の人権問題についての理解度の定着や世代間の意識の差等に課題が見られた。令和8年度については、上記課題の改善につながるよう、研修会参加者に記載いただいたアンケート内容等も参考にし、開催方法・テーマ等を、共催の関係団体（京都府私立幼稚園連盟）と協議、検討する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 文教課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 保育所・幼稚園等 | | |
| 特定職業従事者 | 教職員・社会教育関係職員 | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|------------------|--------------|------|---|
| 私立小・中・高等学校人権教育研修 | | 12月 | <p>(1)事業の目的・概要 各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 研修会 〔対 象 者〕 私立小・中・高等学校の設置者、校長、教諭等 〔テーマ等〕 未定 〔事業規模〕 約60名 〔会 場〕 京都私学会館 〔そ の 他〕 参集型の対面形式で実施</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 令和2年度に実施した「人権教育に関する教職員の意識調査」の結果から、教職員の人権問題についての理解度の定着や世代間の意識の差等に課題が見られた。令和8年度については、上記課題の改善につながるよう、研修会参加者に記載いただいたアンケート内容等も参考にし、開催方法・テーマ等を、共催の関係団体（京都府私立中学高等学校連合会及び私立小学校連合会）と協議、検討する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 文教課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| 特定職業従事者 | 教職員・社会教育関係職員 | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|-----------------|--------------|------|---|
| 私立専修・各種学校人権教育研修 | | 12月 | <p>(1)事業の目的・概要 各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 研修会 〔対 象 者〕 私立専修・各種学校の設置者、校長、教諭等 〔テーマ等〕 未定 〔事業規模〕 約30名 〔会 場〕 京都私学会館 〔そ の 他〕 参集型の対面形式で実施</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 令和2年度に実施した「人権教育に関する教職員の意識調査」の結果から、教職員の人権問題についての理解度の定着や世代間の意識の差等に課題が見られた。令和8年度については、上記課題の改善につながるよう、研修会参加者に記載いただいたアンケート内容等も参考にし、開催方法・テーマ等を、共催の関係団体（京都府専修学校各種学校協会）と協議、検討する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 文教課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| 特定職業従事者 | 教職員・社会教育関係職員 | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|------|---|
| 宗教法人関係者人権問題研修会 | | 未定 | <p>(1) 事業の目的・概要 宗教団体あるいは地域社会における指導的な立場にある宗教法人関係者に対し、人権問題についての正しい理解と認識を一層深めるとともに、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に資することを目的とする。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 研修会 〔対 象 者〕 宗教法人関係者 〔参加者数〕 200～300人 〔会 場〕 未定 〔開催時期〕 ・9月実施分は南北に分けて開催 ・11月実施分は京都市内で全域を対象に開催 〔内 容〕 「人権という普遍的文化の構築」という視点から宗教者の果たす役割を考える。</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 令和7年度も令和6年度に引き続き会場参集型で開催し、参加者アンケートでも好評であった。しかし、参加者数がコロナ禍以前の数に戻らず、目標の参加者数には届かなかったため、参加者の確保については今後の課題である。令和8年度もより多くの参加者を得られるよう関係団体と協力して実施したい。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 文教課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|---------------|------|--|
| 犯罪被害者等支援総合対策事業 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 犯罪被害者等の中長期的な支援を行うため、関係機関が一体となって支援調整会議を実施し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、きめ細やかな支援を実施するとともに、社会全体で被害者を支える環境の醸成を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況等について、広報啓発及び教育の充実を図る。</p> <p>(2)内 容 ①支援調整会議の設置 ②公益社団法人京都犯罪被害者支援センターへの支援 ③市町村犯罪被害者等施策担当者研修会 対象者：市町村担当者等（26市町村など） ④犯罪被害者等への理解を促進するための広報啓発 ・生命のメッセージ展の開催 ・ホンデリング・プロジェクト ⑤中高生等を対象とした「いのちを考える教室」の実施 対象者：府内の中高生、保護者、教職員 ⑥犯罪被害者支援eラーニングツールの活用 ⑦府民交流フェスタ等における広報、啓発</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 犯罪被害者等の置かれた立場などの理解促進のため、令和8年度も引き続き、生命のメッセージ展、いのちを考える教室の開催する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 安心・安全まちづくり推進課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 犯罪被害者等 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|---------------|------|---|
| 初期段階再犯防止強化事業費 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 刑を終えて出所した人等を地域社会が受け入れやすくなる環境の醸成のため、再犯防止施策に対する府民の理解を深める取組を進め、刑を終えて出所した人等が罪を繰り返さず、地域の一員として立ち直ることができる、心豊かなコミュニティづくりを進める。</p> <p>(2)内 容 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくり ・当事者の主体性を尊重し、支援者が課題共有・解決につなげるための再犯防止ネットワーク会議を龍谷大学の協力のもと、えんたくスキームを活用して実施（年間3回） ・再犯防止に対する府民理解を促進する広報啓発ハンドブックを活用した啓発 ・再犯防止啓発月間（7月）における広報の実施</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」に基づき、府民をはじめ市町村や警察等への理解促進に加え、民間支援団体の発掘などを通じてネットワークの強化を図っており、こうした取組をさらに推進するため、令和8年度も引き続き本事業を継続して実施する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続(一部新規) | | |
| 担当課(室) | 安心・安全まちづくり推進課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 国・市町村・民間との連携 | | |
| | 相談機関連携充実 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 刑を終えて出所した人 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|---------|------|--|
| 男女共同参画審議会開催事業 | | 通年 | <p>(1) 事業の目的・概要 京都府男女共同参画推進条例及び男女共同参画社会基本法に基づき策定した「KYOのあけぼのプラン（第4次）－京都府男女共同参画計画－施策見直し」の趣旨を普及啓発し、同プランに基づき施策を総合的かつ円滑に推進する。</p> <p>(2) 内 容 ・男女共同参画審議会の開催 ・男女共同参画推進本部、推進員会議の開催 ・男女共同参画に関する意見交換会の開催</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 「KYOのあけぼのプラン（第4次）－京都府男女共同参画計画－施策見直し」に基づき男女共同参画の実現に向け、 ・仕事と生活（育児・介護・健康課題等）の両立に向けた男性も女性も働きやすく、活躍できる職場づくり ・学生等の府内企業への就職促進、若者が子育てしやすく安心できる地域づくり・科学技術分野への女性の参画促進 に取り組んでいく。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 男女共同参画課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------------|------|--|
| 京都ウィメンズベース事業 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 「輝く女性応援京都会議」のもと、労働局・府・京都市・経済団体が一体となって運営する女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」において、中小企業における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進を重点的に支援する。 ・京都ウィメンズベース概要 (1) 開設日時・場所 平成28年8月26日開設 令和4年4月1日 京都テルサ 東館2階 京都府男女共同参画センター らら京都内へ移転 (2) 運営主体・事務局 輝く女性応援京都会議（事務局：京都労働局・京都府・京都市・京都商工会議所）</p> <p>(2)内 容 (1) 「女性活躍・WLB企業応援チーム」による中小企業支援 社会保険労務士やキャリア・コンサルタントの資格を持つ「女性活躍・WLB推進マネージャー」により構成される「女性活躍・WLB推進企業応援チーム」が、中小企業に対して、「女性活躍推進法」に基づく事業主行動計画の策定と実行、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を支援。 (2) 京都ウィメンズベース・アカデミー 企業や社員が、研修・交流・実践を行う場として、「京都ウィメンズベースアカデミー」を運営し、経営者、管理職・人事担当者、女性社員等あらゆる層を対象とした女性人材育成研修を実施。 (3) 輝く女性応援京都会議の運営 令和8年3月に策定する「第2次京都女性活躍応援計画」に掲げる取組の実施状況の点検・評価、新たな取組の検討等を行う。</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 専門家の派遣による中小企業への支援や、企業の枠を超えた女性社員のキャリアの各段階に応じたステップアップのための研修等、オール京都で女性活躍の機運を高めているが、企業における女性管理職比率は上昇しているものの、依然として低い状況であるなど女性の社会進出が進んでおらず、「女性活躍推進法」に基づき、「輝く女性応援京都会議」の構成団体が連携して京都における女性の活躍を推進する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 男女共同参画課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 国・市町村・民間との連携 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| | | | |
| 女性 | | | |

令和7年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|---------|------|---|
| マザーズジョブカフェ推進事業 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 働きながら子育てしたい女性などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援する。</p> <p>(2)内 容 〔対 象 者〕 京都府民（女性） 〔開催時期〕 通年 〔内 容〕 ・就業相談や保育相談の実施 ・マザーズジョブカフェ及び京都テルサ利用者への一時保育 ・北京都ジョブパークマザーズジョブカフェの運営 各市町村の就業状況に応じたオンライン相談の実施 ・再就職に向けた、仕事と子育ての両立に役立つ情報の提供やパソコン講座等を実施</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 働きながら子育てしたい女性を中心に就業相談、職業紹介に加え、子育て支援サービス情報の提供や就職活動中の一時保育などを実施し、就業までの一連のプロセスを総合的に支援する取組は女性が活躍する上で重要であり、引き続き取組を推進する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 男女共同参画課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 女性 | | | |

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|---------|------|--|
| 保育ルーム設置促進事業 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 子育て中の乳幼児の保護者が安心して積極的に社会活動に参加することができるようにするため、京都府が実施する行催事等に「保育ルーム」を設置する。</p> <p>(2)内 容 〔対 象 者〕 各イベント参加者 対象年齢：生後6ヶ月～就学前 〔会 場〕 事業実施担当課が実施会場に保育ルームを確保。 〔内 容〕 府主催（府が団体等に委託して実施するものを含む。）の講演会、免許更新、各種試験、職業訓練、イベント等の行催事で、事前に参加者から保育の申込みを受け付け実施。（民間主催事業は対象外）</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 子育て環境充実のためには、子育て中の乳幼児の保護者が安心して積極的に社会活動に参加することができる環境を整えることが必要であることから、引き続き設置事業を行う。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 男女共同参画課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 女性 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|------------------|----------|------|---|
| 男女共同参画センター運営助成事業 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 府の男女共同参画の推進に関する拠点施設である京都府男女共同参画センターの運営等に対して助成を行う。</p> <p>(2)内 容 〔対 象 者〕 京都府民 〔開催時期〕 通年 〔内 容 〕 ・女性に関わる問題全般、複合的な問題について相談・カウンセリングの実施。（女性相談、労働相談、女性のための法律相談、女性のためのカウンセリング） ・男女共同参画社会づくりのための情報発信（チラシ、HP、メールマガジン等） ・男女共同参画に関する資料等の収集、発信 ・男性相談員による男性相談</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 職場や地域などの分野で依然として女性の社会進出が進んでおらず、各分野でのリーダー育成が必要であるため、取組を通して地域で主導的な役割を担うことができる女性の育成、地域活動への女性の新たな参画を推進していく。 また、様々な困難・課題を抱える女性も多いことから、支援のため女性相談や男性相談員による男性相談を継続する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 男女共同参画課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 相談機関連携充実 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 女性 | | | |

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|----------|------|---|
| 女性つながりサポート事業 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 様々な困難・課題を抱える女性に対する支援を実施する。</p> <p>(2)内 容 〔対 象 者〕 京都府民 〔内 容 〕 ・男女共同参画センターの相談体制強化 ・民間団体の専門性を活用した無料カウンセリング、電話相談・SNS相談等の実施 ・相談員の養成・スキルアップ、伴走支援を行う人材の育成</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 女性が抱える問題が多様化・深刻化していることから、民間団体と連携した無料電話相談やカウンセリング、SNS相談を実施するとともに、男女共同参画センターにおける女性相談や女性支援の啓発及び女性相談員の人材育成を実施する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 男女共同参画課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 相談機関連携充実 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 女性 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|--------------------|---------|------|---|
| ドメスティック・バイオレンス対策事業 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 DV（ドメスティック・バイオレンス）を防止をするため、DVに対する正しい理解のための啓発や被害者の自立支援のためのグループワーク等を実施する。</p> <p>(2)内 容 〔対 象 者〕 京都府民 〔会 場〕 京都府男女共同参画センターほか 〔内 容〕 ・集中啓発活動の実施 ・啓発、相談、保護・自立支援等に係る関係団体で構成する「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する法定協議会」の開催 ・被害者支援のための加害者プログラム ・啓発講座</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について DVは、経済力の格差などの社会的・構造的な問題を背景としており、被害者は多くの場合女性であり、配偶者が暴力を加えることは個人の尊厳を害し、男女共同参画社会実現の妨げとなっているため、「DV計画（第5次）」に基づき、被害者支援や防止対策をより推進するため普及啓発活動を実施し、被害者に的確な情報を届けるとともに、府内全域でDV根絶の機運を高める。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 男女共同参画課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 資料等の整備 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 女性 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|---------------------|---------|-------------|--|
| KYOのあけぼのフェスティバル開催事業 | | 11月 (予定) | <p>(1)事業の目的・概要 多世代が参画するワークショップ等幅広い府民の参加と協働による「KYOのあけぼのフェスティバル」を開催し、男女共同参画を推進する。 また、女性の能力発揮を促すための顕彰事業を実施</p> <p>(2)内 容 〔対 象 者〕 京都府民等 〔会 場〕 京都テルサ（予定） 〔開催時期〕 11月（予定） 〔内 容〕 ・講演、バザール、ワークショップ等 ・「京都府あけぼの賞」の授与</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 若い世代をはじめとする幅広い府民の参加と協力のもとフェスティバルを開催することにより、男女が社会の対等な構成員として様々な活動に参画し、輝くことができる男女共同参画社会の推進を図る。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 男女共同参画課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 女性 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|------------|------|---|
| 消費者あんしんサポート事業費 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 府民の安心・安全な消費生活を実現するため、高齢者の被害防止対策や年齢等特性に合わせた消費者教育の推進及び市町村消費生活相談窓口の運営支援等を実施する。</p> <p>(2)内 容 ①市町村消費生活相談員支援のための研修 ②見守り人材の養成（令和6年度 288名参加） 日常的に高齢者等と関りの深い活動をしている福祉・介護関係団体を対象に、消費者被害の早期発見のポイント等についての研修 ③消費者月間イベント（令和6年度 69名参加） ④年齢等特性に合わせた消費者被害防止対策 大学生ボランティアによる大学生向け・小学生向け出前講座（令和6年度 20回実施） 若年者に対する消費者教育（教材作成・提供、出前講座等） ⑤消費者教育による消費者市民社会育成 エンカル消費をイベント等で紹介・普及するなど啓発活動（令和6年度 664名参加）</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」に基づき、安心・安全な消費生活の実現を図るため、計画期間中において、特に課題となる重点方針に留意しながら施策展開を図る。 （重点方針） ・急増するインターネット取引被害への対応 ・高齢者等の消費者被害への対応 ・消費生活相談体制の強化 ・ライフステージ（年齢等特性）に応じた消費者教育の推進 ・公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者市民の育成</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 消費生活安全センター | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|-----------------|--------------|------|---|
| 人権啓発イメージソング活用事業 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 人権が尊重され誰もが自分らしく生きることのできる社会を実現するため、京都市人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」や人権啓発サブソング「えがおのおくりもの」などのコンテンツを有効に活用した事業を実施することを通じ、府民が人権について気づき、主体的に考えるきっかけとなる多様な機会をつくることを目的とする。</p> <p>(2)内 容 ◆「世界がひとつの家族のように・広め隊」の活動 〔事業種別〕イベント開催 〔対象者〕一般府民 〔内 容〕「世界がひとつの家族のように・広め隊」によるイメージソングPRイベントの実施等 ◆人権啓発ユニット派遣事業 〔事業種別〕他主体との連携（イベント開催） 〔対象者〕府内市町村 〔内 容〕京都市人権啓発イメージソングなどのミニコンサートや紙芝居等で構成するユニットを、市町村の啓発イベント等へ派遣</p> <p>(3)背景(現状・課題)及び今後の取組の方向性について 民間事業者の柔軟な発想を生かした「多様なきっかけづくり」をさらに推進し、魅力ある情報発信に基づく府民参加の拡大を促す。また、市町村主催イベントだけでなく、学校、企業にも積極的に働きかけを行う必要がある。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 人権啓発推進室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| | 地域社会 | | |
| | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | 国・市町村・民間との連携 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------------|------|--|
| 人権啓発に関するホームページ | | 通年 | <p>(1) 事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、府ホームページ及び人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」で、京都府及び京都人権啓発推進会議の取組に係る情報を提供する。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 広報メディア活用 〔対 象 者〕 一般府民（主に府内各職場の研修指導者等を想定） 〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆府ホームページ <ul style="list-style-type: none"> ①京都府人権教育・啓発推進計画（第2次:改定版） ②京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進懇話会の開催状況 ③令和6年度京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査結果 ◆人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」 <ul style="list-style-type: none"> ①人権に関する法律・制度等、基礎知識の紹介 ②人権啓発資料の紹介（人権研修用動画、冊子資料等） ④相談窓口案内 ⑤京都人権啓発推進会議の取組紹介（イベント、ポスターコンクール、新聞意見広告等） ⑥人権啓発イメージソング（歌の紹介、広め隊の活動等） <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「京都人権ナビ」のアクセス数はSNS広告との連動の効果等により昨年から増加している。イベント情報や相談窓口の案内、啓発資料の提供等に活用されている。 ・「京都人権ナビ」にアクセスした人の閲覧時間が短く、有効にホームページの情報の案内が行えていないこと、掲載情報の拡充が課題である。今後はより活用しやすいページの作成、各機関と連携した情報の掲載等に努め、より効果的な活用方法、周知方法を検討する。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 人権啓発推進室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | 国・市町村・民間との連携 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 | | | | |
|----------------|---------|------|-------------|---|--------|---|------|
| 啓発資料等作成・配布 | | | (1)事業の目的・概要 | | | | |
| 新規・継続等 | 継続 | | 名称 | 内容 | 数量 | 配布（掲出）計画 | 作成時期 |
| 担当課（室） | 人権啓発推進室 | | 人権口コミ講座 | 人権に関する様々な話題を取り上げた新聞 広告記事「人権口コミ情報」を活用した啓 発冊子 | 15,000 | ・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体 | 1月 |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | じんけんぬりえ | 児童向けに芸術系大学の協力を得て作成し た人権尊重に関する啓発資料の配布 | 6,000 | ・イベント・市町村 ・学校・幼稚園 | 4月 |
| 人権教育・啓発の 場 | | | 啓発ポスター | 「人権週間」（12月）に人権尊重に係る 社会的機運を醸成することを目的として、 人権擁護啓発ポスターコンクール知事賞作 品を活用したポスター | 2,000 | ・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体 ・学校・商業施設 ・府内各駅等 | 11月 |
| 特定職業従事者 | | | 人権カレンダー | 人権擁護啓発ポスターコンクール12団体 賞作品を活用したカレンダーの作成 | 3,000 | ・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体 | 12月 |
| 推進方策 | 資料等の整備 | | 京都府人権相談窓口 | 人権に関わる相談窓口周知のためのパンフ レット | 6,000 | ・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体 | 6月 |
| 解決に資する人権問題等 | | | | | | | |
| 人権全般 | | | | | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|---------|----------------|--|
| 新聞意見広告 | | 5月 (憲法週間) | (1) 事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、人権啓発の重点的取組期間である「憲法週間」、「人権強調月間」、「人権週間」に人権を尊重することの大切さなどを訴えかけるため、新聞に啓発記事を掲載する。 (2) 内 容 [事業種別] 広報メディア活用 [対 象 者] 一般府民 [掲載内容] 人権尊重に関するメッセージ、人権相談開催告知 など [掲載紙等] ・ 5月（憲法週間） : 京都新聞（15段） ・ 8月（人権強調月間） : 京都新聞（15段）、朝日・毎日・読売・産経（5段） ・ 12月（人権週間） : 京都新聞（15段）、朝日・毎日・読売・産経（5段） |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 人権啓発推進室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | 8月 (人権強調月間) | |
| 人権全般 | | 12月 (人権週間) | (3) 背景(現状・課題)及び今後の取組の方向性について 新聞の購読者が毎年減少しており、かつ若年層の購読者は激減している現状がある。啓発効果をあげるために、インタビュー記事をもとにした広告や、イメージビジュアルをもとにした広告など、様々な手法を駆使して府民の目に止まる広告を作成する。また、広告の効果測定を行い、今後の意見広告のあり方についても検討が必要である。 |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|-----------------|---------|---------------|---|
| 新聞意見広告〔人権口コミ情報〕 | | 12月 (人権週間) | <p>(1) 事業の目的・概要 「人権週間」の啓発事業として、幅広い府民を対象に、人権について考える題材を提供するため、様々な人権に関する身近な話題を取り上げ、（公財）世界人権問題研究センター等の協力を得て学識経験者の解説記事（全7話）を新聞に掲載する。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 広報メディア活用 〔対 象 者〕 一般府民 〔掲載内容〕 時々の身近な人権に関わる話題を中心にテーマを選定 〔掲 載 紙〕 京都新聞 〔段 数〕 各話2段 〔期 間〕 人権週間（12/4～10）を中心に掲載</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・人権口コミ情報は新聞に掲載後、7話分を一つの冊子にまとめ、関係機関へ配布している。大学と連携して作成のイラストは好評。 ・研修資料としても活用されており、身近な話題を提供する機会となっている。 ・様々な人権テーマについて、いろんな角度から有識者がわかりやすく解説しており、新聞掲載ではより多くの人に読んでもらえるように、より見映えを工夫する等、目に留まるような工夫が必要。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 人権啓発推進室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|-------------------------------|---------|-----------------|---|
| 人権啓発ラジオ番組[FM放送]「Voice To You」 | | 5月 8月 12月 | <p>(1)事業の目的・概要 人権について主体的に考える機会を提供することを目的に、若者が主たるリスナーになっているラジオ番組において、音楽アーティスト等が人権にかかわるメッセージを発信するコーナーを放送する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 広報メディア活用 〔対 象 者〕 府民 〔放 送 局〕 エフエム京都 〔放送内容〕 音楽アーティスト等が人権にかかわりのあるテーマについて、自らの体験や思いをリスナーに語りかけるもの 〔出 演 者〕 音楽アーティスト等 〔放送回数〕 13回 〔時 間 枠〕 午後7時35分～7時40分（毎週木曜日）（予定）</p> <p>(3)背景(現状・課題)及び今後の取組の方向性について 5月の憲法週間、8月の人権強調週間、12月の人権週間にアーティストに人権にかかわりのあるテーマについてラジオでメッセージを発信してもらっている。放送後のリスナーコメントも毎回届いており、一定の啓発効果はあると考えられる。アーティストからの発信を通じて、府民に人権を身近に感じていただき、人権意識の向上につながるよう継続して取り組んでいく。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 人権啓発推進室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|-----------------------------------|---------|--------------------------------|---|
| 人権啓発ラジオ番組〔AM放送〕 「もっと知りたい！人権情報」 | | 8月 (人権強調 月間) (予定) | <p>(1) 事業の目的・概要 情報ワイド番組のパーソナリティと人権問題の解決に取り組むNPO関係者や学識経験者等の対談を通じて、人権問題の現状や課題、解決へ向けた方策等について、情報発信する。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 広報メディア活用 〔対 象 者〕 一般府民 〔放 送 局〕 K B S 京 都 〔放送内容〕 人権に関する正しい知識や最新の情報についての解説 〔出 演 者 〕 N P O 法 人 関 係 者 や 学 識 経 験 者 等 〔放送回数〕 3回（予定） 〔時 間 枠〕 11時10分～11時20分（予定）</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・ 8月の人権強調月間に啓発を実施 ・ 令和7年度には、「となりの森谷さん」の番組内で、森谷 威夫・松尾 依里佳をパーソナリティに、子どもの人権、困難女性が抱える問題や外国にルーツを持った子供たちに関するNPO法人関係者をゲストに迎え、それぞれのテーマについて府民目線で分かりやすく解説いただいた。 ・ レギュラー番組内の1コーナーとして、人権に無関心な層にも関心を持っていただく機会となっている。 ・ 令和7年度の放送に対するリスナーメッセージは合計8件であり、メッセージの内容は非常に前向きな意見であったが、リスナーの反応が見えづらいことが課題。より幅広い啓発効果が得られるよう、テーマ含め今後も検討が必要。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 人権啓発推進室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------------|------|---|
| SNSによる広告啓発事業 | | 8~3月 | <p>(1) 事業の目的・概要 インターネットの利用率が高まる中、SNS上での広告等を活用したインターネット上の広報啓発を実施する。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 広報メディア活用 〔対 象 者〕 一般府民 〔実施時期〕 8~9月、10~11月、12~1月、2~3月（予定） 〔内 容〕 SNS（LINE、X、YouTube、Instagram）上で、バナー広告及び動画広告を掲載する。また、バナー広告のリンク先を京都人権ナビにすることで、人権問題について、関心がない層に対し特に啓発を行う。</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・これまで新聞やテレビ、ラジオ等既存の媒体やホームページ、街頭啓発等を中心に府民向けの広報・啓発を実施 ・インターネットの利用が進む中、府民の情報取得方法の変化に対応した啓発が必要 ・バナー広告や動画広告等を活用した啓発を実施予定であり、訴求効果の高いバナーデザインや配信動画の検討を行う。 ・啓発広告に加え、R7年度はイベント告知用広告の配信を実施したところ、効果がみられたため、他の啓発イベント事業との連携を図る。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 人権啓発推進室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 国・市町村・民間との連携 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|-----------------|--------------|------|---|
| 京都ヒューマンフェスタ2026 | | 11月 | <p>(1) 事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、人権問題について主体的に学ぶ機会を提供することを目的に、近年顕在化してきている人権課題等テーマを設定し、人権問題に取り組むNPO法人等と連携し、親しみやすい人権啓発総合イベントとして開催する。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 イベント開催 〔対 象 者〕 一般府民 〔参加者数〕 目標来場者数2, 500人 〔会 場〕 京都テルサ 〔開催時期〕 11月（予定） 〔内 容〕 ・人権擁護啓発ポスターコンクール表彰式・作品展 ・人権啓発イメージソングの普及・啓発 ・著名人による講演会 ・NPO、行政団体によるブース出展 ・NPO共同発表 等</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・R7は目標来場者数には届かなかったが、人権に関する要素を前面に出したトークショーを実施したほか、来場者とNPOとの交流も活発に行われ、来場者が人権について考え、行動するきっかけとなるイベントになった。（アンケートでは、9割以上が「大変満足」「満足」と回答） ・メインイベント以外の時間帯（特に昼頃）は会場内の人数が減少。1日を通して楽しんでもらうイベントにするための工夫が必要 ・より多くの方に来場いただき、人権に関心を寄せるきっかけとするためには、著名人によるトークショー等の目玉コンテンツの魅力に加え、コンテンツ全体の構成や広報のあり方も重要であると考え。委託事業者と協働し、引き続き検討してまいりたい。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 人権啓発推進室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | 国・市町村・民間との連携 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------------|------|---|
| 人権フォーラム | | 9月 | <p>(1) 事業の目的・概要 人権について正しい情報を発信し、府民の人権擁護意識の高揚を図るため、（公財）世界人権問題研究センターと連携し、人権フォーラムを開催する。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 イベント開催 〔対 象 者〕 一般府民 〔会 場〕 K B Sホール 〔内 容〕 学識経験者、学生によるトークショー、パネルディスカッション</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・R7は約500人の来場があった。今年は「インターネットと人権」をテーマに実施し、情プラ法や本府で実施しているモニタリング業務について紹介し、インターネット上の人権侵害の状況等を知っていただいた。参加者アンケートでは約94%の参加者が、関心や理解が深まったと回答。大学生にも登壇いただいたことから、インターネット上の人権について、より身近な問題として参加者に認識していただく機会になった。 ・有識者によるトークショー、パネルディスカッションは京都人権ナビに動画を掲載予定としており、当日参加できなかった方も気軽に人権について学べるような工夫をする。 また、例年、動画は行政・民間企業の人権研修としても使用していただいているところ。 ・次年度に向け、近年話題となっている人権課題も考慮した上でテーマを決定し、また、今年度は「大学生の話が分かりやすかった」という声もあり、登壇者の選定を工夫するなど府民により広く関心を持っていただき、理解してもらえような開催内容を検討する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 人権啓発推進室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 調査・研究成果の活用 | | |
| | 国・市町村・民間との連携 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|-----------------|--------------|--------------|--|
| 人権擁護啓発ポスターコンクール | | 募集期間 6～9月 | <p>(1) 事業の目的・概要 小・中・高校生を対象に、人権啓発ポスターの制作を通じて、基本的人権に対する一層の理解を深め、人権尊重の精神を培うことを目的に絵画作品のコンクールを実施する。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 コンクール 〔対 象 者〕 府内の小・中・高・特別支援学校・外国人学校に通学する児童・生徒（約25万人） 〔募集目標〕 5,000人 〔表 彰〕 知事賞、京都市長賞等京都人権啓発推進会議構成団体各賞、優秀賞及び佳作 〔そ の 他〕 優秀作品を展示するとともに、啓発資材として作品を活用</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 小中学校では府教委・市教委分を中心に一定数の応募があった一方、私立学校の参加は極めて限定的であった。また、高校生については、府教委・市教委分からの応募はごく少数にとどまった。京都府は私立中高の在籍者数が多く、啓発対象としての比重が大きいにもかかわらず、本事業が十分に浸透していない。私立学校や公立高校への働きかけを強める必要がある。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 人権啓発推進室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | 国・市町村・民間との連携 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|----------------------|----------------------|---|
| 人権啓発指導者養成研修会 | | 7月 8月 (人権強調月間) | <p>(1) 事業の目的・概要 府職員をはじめ、市町村、京都人権啓発推進会議構成団体等の職員も対象に、職場や地域など府民の身近なところで人権啓発を企画・実施する指導的人材を養成することを目的として研修会を実施する。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 研修会 〔対 象 者〕 府人権啓発指導員・推進員(117名) 市町村管理職相当職員（各1名程度×26市町村） 京都人権啓発推進会議構成団体の管理職相当職員（各1名程度×11団体）等 〔内 容〕 人権問題に関する学識経験者の講義等 〔講義数・日数〕 講義数：1～2 日数：2日（予定） 〔会 場〕 京都市内及び北部地域 当日参加できない方を対象に後日Web配信（予定）</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・今年度は、講義に加え、より実践的な研修となるようロールプレイや意見交換も実施し、参加者から高い評価があった。対面型研修の参加を基本としているが、やむを得ず参加できない方にはWeb配信も行っている。 ・アンケート結果等を参考に、より研修効果の高い研修会となるようさらに工夫していきたい。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 人権啓発推進室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | 公務員 | | |
| 推進方策 | 指導者の養成 調査・研究成果の活用 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------------|--------------|-----------|--|
| 京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会 | | 7月～ 1月 | <p>(1) 事業の目的・概要 人権に関する複雑・多様な相談に、各相談機関が連携協力して対応できるようにするため、「府民の人権を守る相談ネットワーク（府庁内組織：平成19年2月設置）」の担当職員の資質や能力の向上、交流促進を目的として研修会を実施する。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 研修会 〔対 象 者〕 府（「府民の人権を守る相談ネットワーク」構成機関）の担当職員 市町村の人権啓発や相談機関の担当職員 国機関の担当職員【法務局、人権擁護委員、労働局】 〔会 場〕 京都市内 〔開催時期〕 未定（年2回実施予定） 〔内 容〕 相談能力や資質向上と担当職員の交流促進</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・令和7年度については、10月には相談対応職員の相談技能や資質向上をめざして「相談業務の実際」をテーマに講演・グループワークを実施し、2月には新たな試みとして参加型人権教育「コンパシト・セミナー」をテーマに講演・アクティビティを実施した。 ・受講者のニーズを踏まえつつ、職員の資質・能力向上につながる研修テーマの設定や、そのテーマについて演習を交えた講義が可能な講師の確保が課題 ・市町村、府、国の相談担当が一堂に会する機会であるので、各機関同士の交流やタイムリーなテーマを共有する場としていきたい。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 人権啓発推進室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | 公務員 | | |
| 推進方策 | 相談機関連携充実 | | |
| | 国・市町村・民間との連携 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|-------------------------------|--------------|------|---|
| 人権問題法律相談 （京都市人権リーガルレスキュー隊） | | 通年 | (1) 事業の目的・概要 自身又は関係者に関わる差別的な取扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、司法的救済を中心に、問題点の整理や解決の方策を弁護士に相談する窓口を設置することで、部落差別や外国籍の方、LGBTの方などへの差別、インターネット上の人権侵害も含む誹謗中傷による人権侵害の防止、被害回復を図るための法律相談を実施する。 (2) 内 容 【事業種別】相談窓口 【対象者】府民（在勤者、一時滞在者を含む） ○電話相談 <開設時間>平日午後（2時間）（月2回） ○面接相談 ※事前予約制 【昼 間】 【場 所】府庁、宇治、亀岡、舞鶴及び峰山の各総合庁舎 <開設時間>平日午後（3時間） （府庁：毎月1回、総合庁舎：月1回（月替わりで各庁舎巡回） 【夜 間】 【場 所】京都弁護士会京都駅前相談センター <開設時間>平日夜間（2時間半）（毎月1回） (3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・平成29年度から実施しており、毎月数件の相談件数がある。 ・令和5年度以前に比べ令和6年度は相談件数が大きく増えたが、広域振興局総合庁舎での相談件数は少なく、開催されない日もある。引き続きチラシ配布やホームページ・新聞掲載等の広報を実施し、相談したい方を相談窓口結びつけていく。 ・相談窓口の周知に努め、今後も府民が利用しやすい相談窓口としたい。 ・人権問題に限らず、私人間のトラブルに係る相談が多くを占めている。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 人権啓発推進室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 相談機関連携充実 | | |
| | 国・市町村・民間との連携 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|-----------------|--------------|-----------|--|
| 京都人権啓発行政連絡協議会事業 | | 10月 2月 | <p>(1) 事業の目的・概要 京都人権啓発行政連絡協議会（京都地方法務局（事務局）、近畿財務局京都財務事務所、京都労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、近畿地方整備局、京都府及び京都市の9機関で構成）の一員として、府内企業（探偵業、結婚相談所含む）を対象に人権問題について正しい理解と認識を深めるために研修会等を実施する。</p> <p>(2) 内 容 ◆企業対象人権研修会 [事業種別] 他主体との連携（研修会） [対 象 者] 府内企業内人権啓発推進員設置企業・事業所（約5,000社）：10月 探偵業者（約90業者）等：2月 [会 場] 京都市内 ◆企業内人権啓発推進員設置勸奨 [事業種別] 他主体との連携（周知・啓発） [対 象 者] 府内企業・事業所（約7,000社） [内 容] 府内の事業所に対し、企業内人権啓発推進員の設置勸奨文書の送付等</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・事務局である京都地方法務局と連携し、協議会の取組のさらなる充実を図り、多くの企業に人権問題について正しい理解と知識を学び、実践いただけるよう工夫する。 ・企業内人権啓発推進員の未設置企業への働きかけや、研修会不参加の探偵業、結婚相談所の参加増が課題</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 人権啓発推進室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 国・市町村・民間との連携 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|---------------------|--------------|------|---|
| 京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業 | | 通年 | <p>(1) 事業の目的・概要 京都人権啓発活動ネットワーク協議会（京都地方法務局（事務局）、京都府人権擁護委員連合会、京都府、京都市、府市の社会福祉協議会で構成）に参画して啓発活動を実施。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 他主体との連携（周知・啓発） 〔対 象 者〕 一般府民 〔内 容〕 ・京都ヒューマンフェスタ等の人権啓発事業の共催 ・府民への情報提供（ホームページ開設） ・Ｊリーグ（京都サンガＦ．Ｃ）と連携した啓発事業 等</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・京都サンガスタジアムでの啓発は観客動員数も多く、また気軽に人権に触れることができる機会であり、啓発効果が見込める。特に7年度は京都サンガＦ．Ｃの躍進もあって大きな効果があった。8年度はＪリーグシーズン日程の移行に伴い、啓発時期を8→12月に変更予定 ・事務局である京都地方法務局と連携し、イベントや街頭での効果的な啓発を引き続き実施する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 人権啓発推進室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 国・市町村・民間との連携 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|--------------------|--------------|------|---|
| インターネット上の人権侵害対策 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 関係行政機関等と連携し、インターネット上の人権侵害の啓発等を実施</p> <p>(2)内 容 ①【事業種別】他主体との連携（研修会） 【対 象 者】一般府民（PTA、児童館、市町村での各種講座 など） 【内 容】情報リテラシー、インターネットの危険性と対処方法、リスク情報の提供、情報モラルの向上など 【実施方法】市町村が実施する各種講座、研修会、イベント等を共同実施（講師派遣等） 【時期・回数】未 定（市町村の要望に基づく） ②【事業種別】京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会 【対 象 者】市町村職員 【内 容】インターネット上で行われている人権侵害や差別助長行為等の実態把握や知識の研鑽及び効果的な対策の検討 ③【事業種別】インターネット上の人権侵害に係るモニタリング 【対 象 者】京都府職員、市町村職員、府立大学、民間事業者 【内 容】早期発見のためのモニタリングを府と市町村で共同実施。府立大学のシステムで抽出された投稿の人権侵害性の判断過程に、人権啓発や人権相談等の経験を有する府・市町村職員が参画。 SNSのモニタリングについては、民間事業者のノウハウや技術を活用し試行的に実施</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・インターネットによる情報通信が、社会経済活動や個人の生活に欠かせないものとなる中、インターネット上の人権侵害を防止するためには、利用者一人ひとりが「加害者にも被害者にもならない」意識と必要な知識、スキル等を身に着けることが重要 ・こうした観点から府民に対し啓発を行いインターネット上の人権侵害の状況、具体例、法令、相談窓口等の知識等を身に着けて対処できるよう目指していく。また、インターネット上の人権侵害について市町村と共同でモニタリングを実施し、これまで実施できていなかったSNS等に関して検討しながら、さらに実態把握を努め、啓発に活かしていく。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 人権啓発推進室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | 国・市町村・民間との連携 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| インターネット社会における人権の尊重 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|-----------------------|--------------|------|---|
| 性的指向と性自認の理解促進等に関する研究会 | | 通年 | <p>(1) 事業の目的・概要 LGBT等性的少数者の人々が、SOGI（性的指向と性自認）を理由に生活の中で抱える困難や生きづらさを解消するため、当事者の困難の状況や可能な取組の研究を行う。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 他主体との連携（研究会） 〔対 象 者〕 京都人権啓発推進会議構成12団体 〔内 容〕 ・LGBT等性的少数者に関する講義 ・研修（オンライン含む）の周知、受講 等</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・令和6年10月までに研究会を計14回実施。 ・令和7年度は、国（内閣府）や当事者支援団体との意見交換を実施。 ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行（R5.6.23） ・地方公共団体の役割とされている「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策」について、法律の趣旨や、国で今後策定される基本計画、運用指針等の内容も踏まえ、当事者の方々が様々な場面で直面されている偏見や差別、生きづらさの解消にむけ引き続き適切な取組研究を行う。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 人権啓発推進室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 国・市町村・民間との連携 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 性的マイノリティの人々 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------------|------|---|
| 人権啓発活動再委託事業 | | 通年 | <p>(1) 事業の目的・概要 市町村が行う地域に密着したきめ細かい人権啓発の取組に対する財源支援を行う。 (国庫委託による人権啓発活動の市町村への再委託)</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 財政支援 〔対 象 者〕 府内市町村（京都市を除く） 〔対象事業〕 ①講演会 ②資料作成 ③放送広告 ④新聞等広告 ⑤研修会 ⑥その他の事業（イベント、啓発物品の作成等） ⑦地域人権啓発活動活性化事業（スポーツ組織や人権啓発ネットワーク協議会と連携した人権啓発フェスティバル・人権の花運動等） 〔支援措置〕 委託対象経費の10/10</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 対象経費が全額国庫負担となる貴重な事業であり、市町村のニーズを的確に把握するとともに、効果検証を適切に行い、より効果の高い事業展開を図る。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 人権啓発推進室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 国・市町村・民間との連携 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------------|------|---|
| 人権問題啓発補助事業 | | 通年 | <p>(1) 事業の目的・概要 市町村等が地域の状況を踏まえて実施する人権啓発の取組（研修会事業等）に対する財政支援（市町村の啓発事業に対する府の単独補助）を行う。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 財政支援 〔対 象 者〕 府内市町村（京都市を除く） 〔対象事業〕 ①人権問題に関する講演会及び研修会 ②人権問題に関する啓発資料の作成 ③その他（人権啓発事業に要する資材の購入、人権教育・啓発を推進するための市町村計画の策定に係る経費等） 〔補 助 率〕 1/2</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・市町村のあらゆる人権啓発事業を支援している。 ・今後も、市町村のニーズを把握し、効果的に活用できる補助金として実施していきたい。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 人権啓発推進室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 国・市町村・民間との連携 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------------|------|--|
| 地域交流活性化支援事業 | | 通年 | <p>(1) 事業の目的・概要 市町村等が隣保館等を活用して実施する地域住民の交流を促進し相互理解やコミュニティーの形成等を図るための取組に対する財政支援（市町村の事業に対する府の単独補助）を行う。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 財政支援 〔対象者〕 府内市町村（京都市を除く） 〔対象事業〕 ①地域交流事業 ②地域力活用事業 ③課題対応支援事業 〔補助率〕 1/2</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・人権問題について偏見や差別意識を解消するためには、地域における住民交流を促進して相互理解を深め、地域が一体となったまちづくりを進めることが重要 ・地域交流支援事業で得られた成果を地域が一体となったまちづくりにつなげていく観点で事業を再構築して展開することにより、差別のない、人と人の心が本音でふれあい、語り合えるまちづくりを目指す。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 人権啓発推進室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 国・市町村・民間との連携 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|---------|--------------------|---|
| 人権啓発地域活動事業 | | 8月 (人権強調 月間) | <p>(1) 事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、人権啓発の重点的取組期間である「人権強調月間」の時期に、人権の大切さなどを訴えかけるため各広域振興局が庁舎や福祉施設のほっとはあと製品などを活用して啓発事業を実施する。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 周知・啓発 〔対 象 者〕 一般府民 〔内 容〕 各広域振興局管内での啓発事業 ・人権啓発標語看板付きプリンター花壇の設置（統一事業） ・市町村のイベント等における資料展示（独自事業） ・福祉施設のほっとはあと製品等を活用した啓発物品の作成（独自事業）等</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・広域振興局単位で、管内福祉施設等の授産製品を活用するなど、府民がより身近に感じられるよう地域に根差した啓発活動を実施している。 ・独自事業については、各広域振興局が管内の事情や課題を踏まえ、様々な地域資源を活用した創意工夫の下に展開されることを期待 ・花壇の設置や啓発物品の作成のみにとどまらず、各種イベントへの出展や様々な地域資源の活用など、地域事情を踏まえ有効に活用出来るよう、今後も広域振興局と協議しながら実施していきたい。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 人権啓発推進室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|--------------------------|---------|--------|---|
| 健康福祉部関係団体職員人権研修（健康福祉関係者） | | 例年1～2月 | <p>(1)事業の目的・概要 健康福祉関係団体職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深める研修を実施</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕研修 〔対 象 者〕 (公社)京都府栄養士会、(公社)京都府介護支援専門員協議会、京都府食生活改善推進員連絡協議会、(公社)京都府青少年育成協会、京都府赤十字血液センターほか 〔参加者数〕未定 〔会 場〕京都市内もしくはオンライン 〔開催時期〕未定 〔内 容〕講演、グループ討論等</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 府職員だけでなく、関係団体においても人権問題について正しい理解と認識が求められるため、今後も継続して研修を実施してまいりたい。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 健康福祉総務課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | 保健福祉関係者 | | |
| 推進方策 | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

【健康福祉部】

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|---------|--------|--|
| 健康福祉部人権問題職場研修会 | | 12～2月頃 | <p>(1) 事業の目的・概要 保健福祉事業従事職員が様々な人権問題に対する認識・理解を高めることにより、府民一人一人の人権を尊重した保健福祉活動の推進を図る。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 研修会 〔対 象 者〕 市町村及び保健所等において保健福祉事業に従事する職員等 〔参加者数〕 30名程度 〔会 場〕 オンライン等 〔開催時期〕 12～2月頃 〔内 容〕 母子・高齢者・精神疾患・感染症・性的マイノリティ等から選定</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 研修希望として多い「児童福祉関係」、「高齢者福祉関係」を研修テーマの1つとして検討し、健康福祉部の個々の業務に活かしていけるよう、多様なテーマを取り上げ、相手への配慮を学べる研修を継続していく。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 健康対策課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | 保健福祉関係者 | | |
| 推進方策 | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|----------|------|---|
| 高齢者総合相談センターの運営 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 高齢者及びその家族等が抱える各種の相談、悩み等に対し、総合的かつ迅速に対応するとともに、社会参加に意欲的な者の活躍の場から住まいに関する情報まで、幅広い情報提供を実施</p> <p>(2)内 容 [事業種別] 相談・情報提供を行うセンターの運営 [対 象 者] 高齢者及びその家族 [内 容] 一般相談（高齢者及びその家族からの相談対応） 専門相談（法律相談等） 情報提供（高齢社会等に関する各種情報の収集及び提供）</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・相談対象となる高齢者は増加傾向にあるとともに、情報化の進展により、高齢者及びその家族の相談内容も多様化している状況である中、引き続き高齢者のボランティア相談員も配置し、他の相談機関では対応できない内容（傾聴など）にも対応していく。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 高齢者支援課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 相談機関連携充実 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 高齢者 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------------|------|--|
| 看取りプロジェクト推進事業 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 超高齢社会を目前に控え、住み慣れた地域で最後まで自分らしい暮らしを送ることができる社会を実現するため、療養する医療・介護等が柔軟に選択できる環境と体制を構築する</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 研修会、講演会、普及啓発 〔対 象 者〕 一般府民、府内の医師、看護師、介護支援専門員、介護職員、施設長、医療・介護・福祉の関係機関、自治体 〔参加者数〕 〔内容〕 参照 〔会 場〕 WEB又は府内会場（社会情勢や対象者の意向も踏まえ内容ごとに決定） 〔開催時期〕 通年（社会情勢や対象者の意向も踏まえ内容ごとに決定） 〔内 容〕 ・府民公開講座 ・出前講座（関係機関から依頼があった場合、担当課職員が講話を行う） ・リーフレットやマンガ冊子による普及啓発（京都地域包括ケア推進機構のHP等でリーフレット送付依頼を随時受付・対応） ・看取りサポート専門人材の養成研修（看護師：目標人数50人、介護支援専門員：目標人数100人） ・施設における看取りケア人材養成研修（介護職員：目標人数100人） ・医師向けアドバンス・ケア・プランニング及び意思決定支援にかかる研修 ・施設長向け介護施設における看取りケア研修</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 今後ますます高齢化が進展し、年間168万人が亡くなると推計されている2040年を見据えた多死社会への対応が求められている。看取りについて考える府民意識の醸成をはじめとして、ACPの普及啓発、専門人材の養成、施設を含む多様な住まいでの看取り支援、地域で支え合う孤立させない環境づくりが必要と考えている。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 高齢者支援課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | 保健福祉関係者 | | |
| 推進方策 | 国・市町村・民間との連携 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 高齢者 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------------|------|---|
| 認知症総合対策事業 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 認知症の早期発見や専門的な診断、初期認知症の方や家族への集中的な支援や居場所づくり等、地域で完結できる認知症ケア体制の構築を図る。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 研修会、広報 等 〔対 象 者〕 府民、各市町村認知症施策担当者 等 〔参加者数〕 ー 〔会 場〕 京都府内 〔開催時期〕 4月～3月 〔内 容〕 ①認知症本人の活動について 認知症の正しい理解と環境づくり、医療・介護関係者の対応力向上研修、若年性認知症対策、養成済の認知症サポーター・あんしんサポート企業の地域での活動を促すためのフォローアップ研修の充実、地域活動の発信 ②認知症の本人・家族を支える地域の体制について 認知症にやさしいまちづくり推進、認知症初期支援体制構築、認知症疾患医療センターにおける薬剤投与に係る相談対応強化支援、認知症バリアフリーを実現する商品やサービス創出 ③医療・介護の提供体制について 市町村認知症地域支援体制構築、認知症総合センター機能強化</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 国により令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、12月に「認知症施策推進基本計画」が策定されたところである。急速な高齢化進展に伴って認知症高齢者の増加が見込まれる現状を踏まえ、基本法においては、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができる「共生社会」の実現に向け、認知症当事者の意見を重視した施策の推進、計画策定等、国・地方公共団体等の責務について明らかにしている。 府は2013年から全国に先駆けて独自で「京都式オレンジプラン」を策定しており、認知症の当事者視点の重視を基本とした施策の推進により、共生社会の実現に取り組んでいく方向性を定めている。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 高齢者支援課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | 保健福祉関係者 | | |
| 推進方策 | 国・市町村・民間との連携 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 高齢者 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|---------|------|--|
| 京都府認知症介護に係る研修 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 認知症高齢者を介護する介護職員等（初任者等、実践者、リーダー）に対して、認知症になっても個人の尊厳が尊重され、住み慣れた地域における馴染みの人間関係や居住空間の中での暮らしと継続性のある支援について学ぶ研修を実施する。 また、市町村における地域密着型介護施設の開設者、管理者、計画作成者等に対しても同様な研修を行うことで、より身近な環境で生活支援をする仕組み等を学ぶ。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 研修会（講義、現場実習、レポート等） 〔対 象 者〕 府内の介護保険施設等に従事する高齢者介護実務者 等 〔参加者数〕 400～600人／年 〔会 場〕 京都府内 〔開催時期〕 5月～2月 〔内 容〕 ・認知症介護実践者研修 ・認知症介護実践者リーダー研修 ・認知症対応型サービス事業開設者研修 ・認知症対応型サービス事業者管理者研修 ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 ・認知症介護指導者養成研修 ・認知症介護指導者フォローアップ研修</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 国により令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において、全国的に研修修了者の増加が求められる中、京都府においても引き続き研修を実施し、介護職員の質を向上することが求められている。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 高齢者支援課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | 保健福祉関係者 | | |
| 推進方策 | 指導者の養成 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 高齢者 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|---------|------|--|
| 高齢者の権利擁護の推進 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制を構築する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕研修会 〔対 象 者〕各市町高齢担当課職員等（各市町村2名×26市町村） 〔参加者数〕50人程度 〔会 場〕未定 〔開催時期〕未定 〔内 容〕 ・虐待に関する実態調査による状況分析 ・高齢者虐待に係る市町村の対応について、京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターが支援することにより、高齢者の権利擁護を図る。 ・虐待防止体制を強化するため、市町村職員、サービス事業者等への研修等を実施する。</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 高齢者虐待の件数が年々増加しており、比例して困難事案も増加している。市町村等職員が虐待対応での初動期段階等、対応段階を常に意識して組織的な対応を学ぶ機会とする。この他、市町村から研修の開催希望があれば別途対応。今後も、市町村職員等の虐待対応の資質向上に資する研修を実施していきたい。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 障害者支援課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | 保健福祉関係者 | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 高齢者 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|---------|------|---|
| 障害者の権利擁護の推進 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、障害者の権利擁護の支援体制を構築する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕研修会 〔対 象 者〕各市町高齢担当課職員等（各市町村2名×26市町村） 障害福祉サービス事業所等 〔参加者数〕250人程度 〔会 場〕未定 〔開催時期〕未定 〔内 容〕 ・虐待に関する実態調査による状況分析 ・障害者虐待に係る市町村の対応について、京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターが支援することにより、障害者の権利擁護を図る ・虐待防止体制を強化するため、市町村職員、障害福祉サービス事業者等への研修等を実施する。</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 障害者虐待の件数が年々増加しており、比例して困難事案も増加している。市町村等職員が虐待対応での初動期段階等、対応段階を常に意識して組織的な対応を学ぶ機会とする。この他、市町村から研修の開催希望があれば別途対応。今後も、市町村職員等の虐待対応の資質向上に資する研修を実施していきたい。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 障害者支援課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | 保健福祉関係者 | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 障害のある方 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|-----------------------------|----------|------|---|
| 発達障害者支援体制整備事業 (障害者自立支援費) | | 通年 | (1)事業の目的・概要 発達障害に関する支援・相談、啓発に関する事業を実施 (2)内 容 [事業種別] 支援・相談、啓発イベントの開催等 [対 象 者] 一般府民 [参加者数] 未定 [会 場] 未定 [開催時期] 未定 [内 容] ・発達障害者支援センター「はばたき」の設置 (相談、他機関支援、支援ネットワークの構築、研修、情報提供等) ・発達障害者圏域支援センターの設置(府内6ヶ所) (相談、地域支援ネットワークの構築、ケース会議、研修、啓発講演会等) ・発達障害啓発週間、世界自閉症啓発デーの啓発行事の実施 (ニデック京都タワー等ライトアップ、関係団体と連携したイベントの実施) 等 (3)背景(現状・課題)及び今後の取組の方向性について 都道府県や市町村、事業所等の役割を整理し、発達障害者支援センターは、圏域支援センターを束ねる専門機関として、困難ケースのスーパーバイズや専門職育成等を進め、圏域支援センターは、地域資源の把握や圏域課題を明らかにし、市町村や事業所等への指導・助言、地域の人材育成を進め、地域の支援体制の整備等を進める。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 障害者支援課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | 保健福祉関係者 | | |
| 推進方策 | 相談機関連携充実 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 障害のある方 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|-----------------------------|--------|------|---|
| 発達障害者支援体制整備事業 (障害児自立支援費) | | 通年 | (1)事業の目的・概要 人材育成、診療体制拡充 (2)内 容 [事業種別] 支援・相談 [対 象 者] 一般府民、専門職等 [参加者数] 未定 [会 場] 未定 [開催時期] 未定 [内 容] ・発達クリニックでの保護者や支援者への医師に専門的チェック・相談 ・臨床心理士、保健師、保育士、幼稚園教諭等への研修 ・こども発達支援センターでの診療体制の拡充、医師への研修 等 (3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 地域で必要となる専門職等の育成を進めるため、職能団体等連携した人材育成や発達障害分野の支援体制充実に向け、持続性のある医療提供体制のために、発達障害を診断・診療できる医師の養成や地域の医療機関を含めた連携体制の構築を図る。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 障害者支援課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | 医療関係者 | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 障害のある方 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|------------------|--------|------|---|
| 障害者に対する理解と交流促進活動 | | | <p>(1)事業の目的・概要 「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害の有無にかかわらず誰もがお互いを思いやる共生社会の実現に向け、障害者に対する理解促進や府民との交流を目的とした各種事業等の実施</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 イベント開催等 〔対 象 者〕 一般府民 〔参加者数〕 〔会 場〕 〔開催時期〕 〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者への合理的配慮の理解促進を図るため、企業・団体等に対する出張講座等の開催 ・ ヘルプマークの普及啓発活動 ・ 「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」の開催（5月） ＜場所：調整中＞ ・ 「障害者週間」啓発活動促進事業（12月） （障害者のつどい、啓発ポスター、体験作文コンクール） ・ 障害者芸術創造事業（芸術作品展の実施） （「きょうと障害者文化芸術推進機構」の運営、「共生の芸術祭」の開催等） ・ 全国車いす駅伝競走大会（3月） （全国規模の障害者スポーツイベント、都道府県対抗車いす駅伝） 等 <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 特に変更なし。引き続き共生社会の実現に向け、各種事業の実施を進めたい。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 障害者支援課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 障害のある方 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------------------------|--------|------|---|
| 聞こえに障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり推進事業 | | | <p>(1)事業の目的・概要 「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」に基づき、共生社会の実現に向け、手話や聞こえに障害のある人への理解促進等を目的とした各種事業等の実施</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 イベント開催、研修 〔対 象 者〕 一般府民、企業等 〔参加者数〕 〔会 場〕 研修施設等 〔開催時期〕 随時 〔内 容〕 ・手話やコミュニケーション教室等の実施 ・「聞こえのサポーター」の養成</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 特に変更なし。引き続き共生社会の実現に向け、各種事業の実施を進めたい。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 障害者支援課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 障害のある方 | | | |

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|------|---|
| 精神障害者家族支援強化事業 | | | <p>(1)事業の目的・概要 精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく地域で暮らすことが出来るよう、以下の取り組みを実施する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 研修 〔対 象 者〕 精神障害者の家族を支援する関係者等 〔参加者数〕 ー 〔会 場〕 ー 〔開催時期〕 R8年夏頃（予定） 〔内 容〕 精神障害者家族支援 1) 精神障害者家族を支える専門職に対する知識、技能に関する研修 2) ロールプレイ及びグループワーク</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 今後とも、精神障害者家族への支援を府内に普及することで、地域共生社会の実現を目指してまいります。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 障害者支援課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 障害のある方 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------------|--------|------|--|
| ハンセン病問題啓発事業 | | | (1)事業の目的・概要 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6月22日）を中心とした各種啓発活動 |
| 新規・継続等 | 継続 | | (2)内 容 [事業種別] ①交流会 [対 象 者] ①府内中高生 [参加者数] ①約30人 [会 場] ①邑久光明園・長島愛生園 [開催時期] ①6月頃 [内 容] ①ハンセン病療養所入所者と中高生との交流会 ②ふるさとへ里帰りし、墓参及び観光 〈その他〉 ・府内高校3年生全員に啓発リーフレットを配布 ・府広報誌、入所者作品及びパネルのロビー展示による啓発 (3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・療養所入所者の高齢化により里帰り事業の参加を希望される方が少ない。 ・引き続き、正しい知識の普及により、差別・偏見の解消を図れるよう、啓発活動を行っていく。 |
| 担当課(室) | 健康対策課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| ハンセン病・エイズ・HIV感染症・難病等 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------------|--------|------|--|
| エイズに関する普及啓発事業 | | | <p>(1)事業の目的・概要 エイズや性感染症の知識の普及を行い、エイズまん延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図る。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 イベント開催、出前講座 〔対 象 者〕 中学、高校、大学生等 〔参加者数〕 約3,000人 〔会 場〕 保健所、学校 〔開催時期〕 12月（京都府エイズ予防月間） 〔内 容〕 若年層を対象とした啓発 啓発資材（ポスター、パンフレット、ウエットティッシュ等）配布 府広報媒体、ロビー展示による啓発 エイズ検査・相談体制の拡充</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・20歳代から30歳代を中心として、国内での性的接触によるHIV感染者数が多い傾向にある。京都府内においても新規感染者・患者が発生し続けており、未だ予断を許さない状況が続いている。また、性感染症の一つである梅毒も国内・京都府ともに増加傾向にある。 ・引き続き、正しい知識の普及により、感染予防や差別・偏見の解消を図れるよう、啓発活動を行っていく。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 健康対策課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| ハンセン病・エイズ・HIV感染症・難病等 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------------|------|--|
| 自殺防止総合対策事業 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 悩み苦しむ人を孤立させず、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う京都府づくりを進めるため、令和8年3月に策定した第3次京都府自殺対策推進計画に基づき、一人で悩みを抱え込ませない体制づくり、ライフステージや属性（世代・性別等）の状況や課題に応じた取組など自殺対策を総合的に推進</p> <p>(2)内 容 [事業種別] 研修会、広報、街頭啓発、電話相談、補助金 等 [対 象 者] 京都府在住・在勤・在学されている方 [内 容] ・主に大学生・20歳代の若者を対象としたインターネット・SNSでの広報の実施 ・小中高校生を対象にしたSOSの出し方教育の実施 ・子ども等を支援する者への対応力向上研修の実施 ・大学生の視点で若者の自死対策について考え行動する「京都いのちの日 こころのつながりメッセージ展」の開催 ・医療関係者や企業の衛生管理者など職域を対象とした自殺予防研修の実施 ・自殺未遂者等を支える地域ごとの支援体制づくりの推進 ・自殺ストップセンターでの24時間対応の相談・支援 ・市町村が行う自殺対策事業の支援</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 京都府の令和6年の自殺者数は352人と、前年比で58人減少し、自殺死亡率は13.9と全国で低い方から3番目となった。 しかしながら、年代別では、20歳未満や20歳代の若年層の自殺者数が増加傾向にあり、40歳代や50歳代は、自殺者数及び自殺死亡率とも以前から高い水準で推移している。また、自殺の原因・動機は様々であり、年代や性別によって傾向は異なる。 そのため、ライフステージや属性（世代・性別等）の状況・課題に応じた取組を重点的に推進し、若年層を主な対象としたインターネット・SNSでの広報の実施、子どもや若者を支援する者への対応力向上研修の実施、医療関係者や企業の衛生管理者など職域を対象とした自殺予防研修の実施、高齢者の悩みへの相談支援（健康、介護、孤独・孤立等）の充実や居場所づくり等を推進する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 地域福祉推進課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| | 地域社会 | | |
| | 家庭 | | |
| | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 指導者の養成 | | |
| | 資料等の整備 | | |
| | 効果的な手法 | | |
| | 調査・研究成果の活用 | | |
| | 相談機関連携充実 | | |
| | 国・市町村・民間との連携 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 自殺対策の推進 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|----------|-----------|--|
| 生活保護関係職員研修 | | 5月 11月 | <p>(1)事業の目的・概要 府職員だけでなく各市職員（京都市除く。）も対象に、生活困窮に至った地域住民と直接関わりを持つ生活保護関係職員の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について、正しい理解と認識を深めるため、ケースワーカーや面接相談員等を対象とした研修を実施する。</p> <p>(2)内 容 [事業種別] 研修会 [対 象 者] 府・各市（京都市除く。）のケースワーカー及び面接相談員等 [参加者数] 新任研修 約50人、ケースワーカー研修 約40人 [会 場] 京都市内 [開催時期] 5月、11月 [内 容] ・新任ケースワーカー研修 1日×1回（5月）（新任研修） ・新任面接相談員研修 1日×1回（5月）※対象者数 約50人 ・新任医療扶助担当者研修 1日×1回（5月） ・ケースワーカー研修 1日×1回（11月）※対象者数 約40人</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 令和7年度は5月に新任研修、11月にケースワーカー研修を実施。研修後のアンケートに「大変有意義だった」もしくは「有意義だった」との回答をした者が90%程度あったところであり、令和8年度においても引き続き生活保護関係職員にとって有意義となる研修を実施してまいりたい。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 地域福祉推進課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | 保健福祉関係者 | | |
| 推進方策 | 相談機関連携充実 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|-----------------------|----------|-----------|---|
| 新任査察指導員研修・生活保護査察指導員会議 | | 5月 11月 | <p>(1)事業の目的・概要 府職員だけでなく各市職員（京都市除く。）も対象に、生活保護行政を担う職員を指導する立場にある生活保護査察指導員の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深め、幹部職員としての指導的な役割を果たすための研修を実施する。</p> <p>(2)内 容 [事業種別] 研修会、会議 [対 象 者] 府・各市（京都市除く。）の生活保護査察指導員 [参加者数] 新任研修 約10人、会議 約25人 [会 場] 京都市内 [開催時期] 5月、11月 [内 容] ・新任査察指導員研修 1日×1回（5月）※対象者数 約10人 ・生活保護査察指導員会議 1日×1回（11月）※対象者数 約25人</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 令和7年度は5月に新任研修、11月に会議を実施。新任研修においては経験豊富な査察指導員による講演を行う等により新任査察指導員の資質及び人権意識の向上を図るとともに、会議においては各実施機関から提案された課題に対する意見交換等を行うことにより各実施機関における正しい理解と認識を深めたところであり、令和8年度においても引き続き生活保護査察指導員にとって有意義となる研修・会議を実施してまいりたい。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 地域福祉推進課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | 保健福祉関係者 | | |
| 推進方策 | 相談機関連携充実 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|--------------------|--------------|-------|---|
| 民生委員・児童委員協議会代表者研修会 | | 6月～7月 | <p>(1)事業の目的・概要 地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるため、協議会代表者を対象とした研修会を実施</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 研修会 〔対 象 者〕 京都府民生児童委員協議会役員 各单位民生児童委員協議会会長 〔参加者数〕 約170名 〔会 場〕 府内3カ所（北部、中部、南部） 〔開催時期〕 6月～7月 〔内 容〕 未定</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・本研修は、民生委員・児童委員の資質の向上と基本的人権についての意識の高揚を図るとともに、民生児童委員協議会の代表者のリーダーシップを高めることを目的に実施している。民生委員の代表者として必要な倫理・基本的姿勢を学び、人権意識をはぐくむ機会となっている。 ・令和8年度においても引き続き有意義となる研修・会議を実施してまいりたい。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 地域福祉推進課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | 保健福祉関係者 | | |
| 推進方策 | 国・市町村・民間との連携 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|--------------------|--------------|-------|---|
| 民生委員・児童委員人権問題啓発研修会 | | 4月～3月 | <p>(1)事業の目的・概要 地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を地域（保健所等）ごとに実施</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 研修会 〔対 象 者〕 民生委員・児童委員 主任児童委員 〔参加者数〕 2, 8 8 1名 〔会 場〕 各地域で協議して決定 〔開催時期〕 4月～3月 〔内 容〕 各地域で協議して決定</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・福祉に関する相談・援助の第一線で活躍する民生委員・児童委員にとって、基本的人権の尊重は活動の原点である。本研修は、活動に必要な倫理・基本的姿勢を学び、人権意識をはぐくむ機会となっている。 ・令和8年度においても引き続き有意義となる研修・会議を実施してまいりたい。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 地域福祉推進課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | 保健福祉関係者 | | |
| 推進方策 | 国・市町村・民間との連携 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|---------|------|--|
| 社会福祉施設長研修 | | 7月 | <p>(1)事業の目的・概要 社会福祉施設管理者の人権尊重意識の高揚を高めるため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 研修会 〔対 象 者〕 社会福祉施設長等 〔参加者数〕 約150名 〔会 場〕 オンライン研修 〔開催時期〕 7月（予定） 〔内 容〕 社会福祉施設における人権擁護等について、専門家を講師に招き講演等を実施</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 現在、様々な方が社会福祉施設を利用されている状況を踏まえ、施設従事者においては、これまで以上に人権を尊重した利用者支援に取り組むことが求められている。 また、社会福祉施設における利用者への虐待案件が無くならない現状も踏まえ、京都府社会福祉施設協議会や京都府社会福祉法人経営者協議会等の関係団体と連携しながら、今後とも、社会福祉施設長等を対象とした研修会を開催し、人権教育・啓発に取り組む。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 地域福祉推進課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | 保健福祉関係者 | | |
| 推進方策 | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|---------|----------|---|
| 介護・福祉施設職員階層別研修 | | 5~1月（予定） | <p>(1)事業の目的・概要 子ども、高齢者及び障害者と接する機会が多い介護・福祉施設職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 研修会 〔対 象 者〕 介護・福祉施設職員 〔参加者数〕 240名 〔会 場〕 京都市内、オンライン（ZOOM）他 〔内 容〕 福祉サービスに従事するにあたり、利用者の人権擁護等、福祉職として大切にすべき倫理を座学にて学ぶ</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・介護・福祉施設職員が、福祉援助者として必要な倫理・基本的姿勢を学び、人権意識をはぐくむ機会とする。 ・開催方法について、オンライン（ZOOM）のコースを設け、より多くの職員が参加しやすい受講環境に配慮する。また、参集会場も京都市内だけでなく、府北部会場も設定する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 地域福祉推進課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | 保健福祉関係者 | | |
| 推進方策 | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|-----------|------|---|
| オレンジリボンキャンペーン | | | <p>(1)事業の目的・概要 11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間中にオレンジリボンキャンペーンを展開し、社会全体への広報啓発を実施。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 広報 〔対 象 者〕 府民 〔参加者数〕 〔会 場〕 京都サンガF.C. ホームゲーム、京都丹波ロードレース大会、福知山マラソン 等 〔開催時期〕 11/1～11/30 〔内 容〕 啓発物品の配布 等</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・令和7年度は、郵便ポストや集配車両、バイクへの啓発ステッカーの掲出、スポーツイベントでの啓発活動により、幅広い世代の方に対して児童虐待防止について考えるきっかけを提供することができた。 ・令和8年度は、協働企業の新規開拓等により、児童虐待防止ダイヤル189や「親子のための相談LINE」の周知をより積極的に行う。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 家庭・青少年支援課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | 保健福祉関係者 | | |
| 推進方策 | 相談機関連携充実 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| こども | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|-----------------|-----------|------|--|
| ヤングケアラー支援体制強化事業 | | 通年 | <p>(1)事業の目的・概要 ヤングケアラー総合支援センターを中心に、当事者や社会全体への広報啓発や、相談から適切な支援につなげるための仕組みづくりを実施するとともに、こどもの居場所においてヤングケアラーへの支援を実施。</p> <p>(2)内 容 ①ヤングケアラーの認知度向上及び実態調査 〔事業種別〕 広報、調査 〔対 象 者〕 府内（京都市除く）の高校生約29,000人、府内の大学生等 〔開催時期〕 未定 〔内 容〕 市町村と協働し、府内における課題を抱える子ども・若者を特定し支援につなげるための実態調査を実施し、調査を通じて、ヤングケアラー自身の気づきを促すとともに、ヤングケアラーの認知度の向上のための広報を行う。</p> <p>②ヤングケアラー総合支援センターの体制整備 〔事業種別〕 研修 〔対 象 者〕 市町村等関係機関職員 約50人 〔開催時期〕 随時 〔内 容〕 相談から適切な支援につなげるためのコーディネーター配置、市町村や学校、民間団体等と連携するためのネットワーク組織の設置や、関係機関職員の研修等を実施するとともに、こどもの居場所におけるモデル支援を通じて、関係機関連携のノウハウを構築・共有。</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みづくりが必要であることから、認知度向上のための広報啓発と、関係機関の連携体制の構築を推進。 ・当事者が自身の状況を自覚していない等から、相談から支援につながりにくいという課題があり、府内における課題を抱える子ども・若者を特定することで、当事者を支援につなげることが必要であることから、市町村と協働し、実態調査を実施。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 家庭・青少年支援課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | 保健福祉関係者 | | |
| 推進方策 | 相談機関連携充実 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| こども | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|--------------------------|-----------|------|--|
| 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター事業 | | | <p>(1)事業の目的・概要 行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携し、性暴力被害者に対して被害直後から総合的な支援（医療、相談・カウンセリング等心理的支援、法的支援等）をワンストップで提供することで、被害者の心身の負担軽減とその回復を図るとともに、被害の潜在化を防止し、性暴力のない社会づくりを目指す。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 広報 〔対 象 者〕 府内の中学生、高校生、大学生 等 〔参加者数〕 〔会 場〕 〔開催時期〕 通年 〔内 容〕 性暴力被害に対する正しい知識の普及啓発、被害の潜在化防止に向けた啓発活動</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都SARAで相談対応にあたる支援員が、府内各地の中学校、高等学校で講演を行う際にリーフレット等を配布。 ・学校、医療機関、行政機関等から依頼があれば、随時リーフレット等を送付。 ・被害者が被害について周囲に相談した際に正しい相談先に繋がるよう、学校関係者や医療関係者、地域社会へ向けた広報が必要。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 家庭・青少年支援課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 犯罪被害者等 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------------|------|--|
| 保育職員研修事業 | | 未定 | <p>(1)事業の目的・概要 家庭とともに人格形成期にある幼児の養育を担う保育所等職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 研修会 〔対 象 者〕 保育士等保育職員, 保育所等の長 〔参加者数〕 未定 (参考: R6参加者 延べ350人程度) 〔会 場〕 ZOOM, 集合研修等 〔開催時期〕 未定 〔内 容〕 講義</p> <p>(3)背景 (現状・課題) 及び今後の取組の方向性について 質の高い保育サービスを提供するため、保育所保育指針等に基づく人権に配慮した保育の実施や保護者の支援等に対する柔軟な対応が可能な保育士等を養成するとともに、保育に係る人材の確保を図る必要があるため、継続して実施していく。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | こども・子育て総合支援室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 保育所・幼稚園等 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 指導者の養成 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| こども | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------------|------|---|
| 公正採用選考啓発事業 | | 5月 | <p>(1)事業の目的・概要 職場における公正な採用選考システムの確立を図るため、企業が行う採用選考の側面から、広く啓発を実施</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 啓発 〔対 象 者〕 府内企業人事担当者、求職者、学生、府民等 〔参加者数〕 〔会 場〕 〔開催時期〕 公正採用選考推進旬間期間（5月22～31日）、随時 〔内 容〕 ・公正採用選考推進旬間啓発ポスター・チラシ作成（5月22日／5,000枚） ・公正採用選考推進旬間新聞意見広告（5月22日掲載／京都・読売・産経・毎日・朝日） ・公正採用選考啓発TVスポット（5月22～31日／KBS京都 15秒×25回） ・公正採用選考推進旬間交通広告（5月22～31日／京都市営地下鉄） ・J I S規格履歴書の配布（随時） ・新卒学生向け啓発活動 府内大学と連携した啓発（大学ポータルやJPのSNS等を活用した発信）</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 採用選考においては、応募者の適性・能力を基準に行うことが重要であり、厚生労働省は就職差別につながるおそれがある14事項を定め、エントリーシートなどの応募用紙や採用面接などで把握してはならないとされているが、令和7年3月卒業の大学生等を対象に京都府と京都労働局が共同で実施したアンケート調査では、不適切な事例が報告されている。 こうした現状から、令和7年度に立ち上げた「公正採用選考・ワークルール教育推進会議」において、公正採用選考に関する理解向上や啓発に向けた取組を進める。また、大学ポータルや京都ジョブパークのSNS等を活用して学生への啓発を実施するとともに、公正な採用選考について府民により広く周知するため、電車の交通広告を継続して実施し、啓発をさらに強化する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 雇用推進課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 国・市町村・民間との連携 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------------|----------|---|
| 企業内人権問題啓発セミナー | | 5月 8月 | <p>(1)事業の目的・概要 企業・職場における人権尊重意識の高揚を図るため、企業の人権担当者を対象として、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修会を開催</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 啓発 〔対 象 者〕 府内企業人事担当者等 〔参加者数〕 府内5,000事業所 〔会 場〕 ・第1回目：南部3か所 北部1か所 ・第2回目：南部1か所 北部1か所 〔開催時期〕 ・第1回目：公正採用選考推進旬間期間（5月22～31日）に4回開催 ・第2回目：8月頃に2回開催 〔内 容〕 ・講演（公正採用、同和問題、企業における人権課題 等） ・DVD上映（公正採用、同和問題、企業における人権課題</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 企業の人権担当者に対し、人権問題について正しい理解と認識を深め、人権尊重意識の高揚を図ることを目的に毎年開催している。近年、企業が調査会社に依頼して応募者の匿名のアカウント（いわゆる「裏アカウント」）を調査し、採用選考の参考にしていることが報道等で明らかになるなど、不適切事例が後を絶たない状況にあり、その多くは採用する企業側の公正採用に対する認識不足が原因であるため、今後の研修では、正しい理解と認識に基づく人権に配慮した公正採用の啓発が必要である。また、令和7年度は部落地名総鑑事件から50年の節目の年でもあるため、同和問題研修を併せて実施し、参加者からは好評であったことから、今後もより多くの企業に参加いただけるよう、時勢に合ったテーマの人権問題研修を公正採用の啓発と併せて実施する予定。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 雇用推進課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 国・市町村・民間との連携 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|---------|------|--|
| 企業・職場人権啓発推進事業 | | 未定 | <p>(1)事業の目的・概要 企業の代表者及び商工業関係団体役職員等に対し、あらゆる差別問題への理解を深め、人権意識の高揚を図ることを目的として、講義形式の研修会を実施</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 研修会 〔対 象 者〕 府内企業の代表者及び商工業団体役職員等 〔参加者数〕 目標参加者数：約500人（約400社） 〔会 場〕 府内4会場（京都・南丹、山城、中丹、丹後） 〔開催時期〕 未定 〔内 容〕 人権意識の高揚を図ることを目標として、講義形式の研修会を実施。</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 企業の代表者及び商工業関係団体役職員等に対し、あらゆる差別問題への理解を深め、人権意識の高揚を図ることを目的に毎年開催しており、令和7年度は、府内4箇所に対面開催で実施したところ。また、研修の実施にあたっては、受講者に自分事として考えてもらうような講義となるよう、工夫して実施している。令和8年度についても、府内4箇所で開催予定であり、令和7年度の研修会のアンケートから、参加企業が関心を持っている、又は希望する内容を研修テーマとする予定。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 産業労働総務課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|----------------|---|
| 府営工業団地立地企業人権研修 | | 11月 ～ 2月 | <p>(1)事業の目的・概要 府が造成した工業団地（長田野・アネックス京都三和・綾部）に立地する企業の人事・労務管理職の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 講演会等の実施 〔対 象 者〕 長田野工業団地、アネックス京都三和及び綾部工業団地に立地する企業の人事・労務管理職等（約70社対象） 〔参加者数〕 50名程度 〔会 場〕 福知山市企業交流プラザ（予定） 〔開催時期〕 11月～2月 〔内 容〕 あらゆる人権問題解決のためのテーマを検討して設定する</p> <p>(3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・立地企業のニーズを踏まえた人権研修を行うことが重要であり、今後も参加者のアンケートを活用してテーマの選定に活かしていく。 ・講演会メインで研修を実施しているが、能動的に人権問題について考えてもらうために、ワークショップなども検討していきたい。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 産業立地課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 指導者の養成 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|------|--|
| シルバー人材センター人権研修 | | 未定 | <p>(1) 事業の目的・概要 シルバー人材センターの職員及び会員に対し、差別問題への理解を深め、人権意識の高揚を図る</p> <p>(2) 内 容 [事業種別] 講演会の実施 [対 象 者] 府内全シルバー人材センター（連合会を含む22団体）の役職員及び会員 [参加者数] [会 場] 調整中 [開催時期] [内 容] 同和問題等</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・過去に京都府下のシルバー人材センターの事業現場において、人権侵害となる差別事象が発生し、その事象に対する対応が不十分であったという事案が生じており、その反省を踏まえて令和3年度から実施（令和3年度は京都府との共催で、令和4年度以降は京都府シルバー人材センター連合会主催で実施） ・令和5年度の研修から、参加者アンケートを実施しており、その結果も踏まえて、より良い研修となるよう検討を進める。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 労働政策室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 部落差別(同和問題) | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|----------|------|--|
| 労働相談事業 | | 通年 | (1)事業の目的・概要 解雇、賃金、労働条件、ハラスメントなど様々な労働問題について、電話・来所・メール・WEBによる無料相談を実施 【場所等】京都府労働相談所（京都テルサ内） ＊フリーダイヤル（京都府内限定）も利用可 (2)内 容 ○労働相談 ・月～金曜日9:00～13:00 14:00～17:00 ○社会保険労務士による労働相談 ・月～金曜日17:00～20:00 ・土曜日9:00～13:00 14:00～17:00 ○弁護士による労働相談 ・毎月第3木曜日（要予約） ○学生トラブル相談窓口も併設 （いずれも祝日・年末年始除く） (3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 健全な労使関係の安定を図るため、職場でのトラブルや人間関係、労働条件等の問題について労使双方からの相談に年間約4,000件対応している。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 労働政策室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 相談機関連携充実 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 安心して働ける職場環境の推進 | | | |

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------------|--------|------|--|
| 府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業 | | 通年 | (1)事業の目的・概要 府営工業団地立地企業の人権教育担当者等を対象として、各工業センター等が実施する研修に対して補助金を交付 (2)内 容 [事業種別] 講演会、研修会等の実施、人権啓発ビデオの購入 [補助対象団体] 一般社団法人長田野工業センター 一般社団法人綾部工業団地振興センター [内 容] あらゆる人権問題解決のためのテーマを検討して設定する (3)背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・各工業センターにおいて、通年で視察研修や講演会、人権啓発DVD回覧など多岐にわたり研修が実施されている。 ・工業団地立地企業の人権啓発のために、工業センターの取組は意義があるものであり、今後も継続して補助事業を実施していく。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 産業立地課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 指導者の養成 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|------------------|-------|--------|--|
| 農林漁業関係団体職員人権啓発研修 | | 9月～10月 | <p>(1) 事業の目的・概要 農林漁業関係団体職員等の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるため研修を実施する。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 講演会の開催 〔対象者〕 京都府内の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等の農林漁業関係団体職員及び府職員（対象者数）約4,600名 〔参加者数〕 約400名 〔会場〕 北部会場及び南部会場 〔開催時期〕 9月～10月頃 〔内 容〕 未定</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・府内の農林漁業関係団体職員等の人権問題に対する理解と認識を深め、人権啓発の推進を図ることを目的に長年、実施してきた。 ・コロナ禍でR2～R4は、動画視聴や参加人数の制限等を設けて実施してきたが、R5以降はコロナ禍前同様に会場開催で実施するとともに、研修動画を後日配信し、多くの方が視聴できるよう配慮した形で実施している。 ・アンケートでは、人権に対する理解や認識が深まったことを確認している。 ・時宜を得たテーマ選定と実施方法、開催時期等について検討して実施したい。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 農政課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|---------------------------------------|------|-------|---|
| 農村女性育成事業(直営) 京の農林女子カパワーアップ支援事業(委託) | | 4月～3月 | (1)事業の目的・概要 農村における男女共同参画の推進や農業経営等の方針決定への参画促進等を図るための啓発、女性の起業活動や社会参画活動の取組を支援 (2)内 容 [事業種別] セミナー開催等 [対象者] 農業に従事する女性(約14,000人) [参加者数] 150人 [会場] ガレリア亀岡他 [開催時期] 4月～3月 [内 容] ・家族経営協定の締結推進 協定締結に向けた京の農業応援隊による個別支援を推進 ・農産加工等起業活動支援 女性を対象とした起業化に向けた講座の開催 ・農村女性組織の育成 女性の力を活かした経営向上を目的としたセミナーの開催 (3)背景(現状・課題)及び今後の取組の方向性について ・家族経営協定締結数は増減がほぼ同数であり、横ばい状態である。今後は、後継者の就農・結婚など家族の変化に応じて、締結し直すように推進する。 ・女性の起業活動支援や組織育成のための講座やセミナーについては、京の農林女子ネットワークのメンバーを中心に案内をしている。今後も新規メンバーを開拓し、夫婦で参加できるよう案内の枠を広げていく。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 農産課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 女性 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|-----------------------|---------------|------|--|
| 農林漁業関係団体役員人権啓発研修費補助事業 | | 通年 | <p>(1) 事業の目的・概要 京都府内の農林漁業関係団体が実施する人権啓発研修事業等に対する補助</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 研修会、講習会、資料作成等の実施に対する補助 〔対象者〕 京都府農業協同組合中央会、京都府漁業協同組合、京都府森林組合連合会 〔参加者数〕 〔会 場〕 〔開催時期〕 〔内 容〕 未定</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・ 京都府農業協同組合中央会、京都府漁業協同組合、京都府森林組合連合会の3団体が行う人権啓発活動に対して補助を行っている。 ・ 団体が主催する研修会の実施や啓発資料の作成・配付を通じて、様々な人権について考える機会となった。 ・ 今後も、団体ごとの人権課題をはじめ様々な人権問題に対して、研修会や資料等を通じて啓発を図ることが必要であり、効果的な方法について検討していただき、実施したい。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 農政課、水産課、林業振興課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|---------|--|
| 建設業人権啓発研修 | | 10月～12月 | <p>(1) 事業の目的・概要 府内の建設企業等を対象に人権への理解を深めることで人権問題の解決に資することを目的とする。</p> <p>(2) 内 容 〔事業種別〕 研修会及び啓発ビデオ上映 〔対 象 者〕 府内所在の建設企業（約1万社） 〔参加者数〕 北部会場：約50名（R7年度見込み（R8年2月17日開催予定）） 南部会場：約50名（R7年度見込み（R8年2月10日開催予定）） 〔会 場〕 府北部・南部各1箇所 〔開催時期〕 10月～12月（予定） 〔内 容〕 テーマ及び講師は未定</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業は、地元雇用を支える重要な産業であり業界の健全な発展が求められ、また、業務の危険性や専門性から、経営者には高い倫理観が求められる。 ・R7年度の参加状況も踏まえつつ、参加者数の増加や参加者の理解度アップにつなげるため、研修内容、日程、会場等の工夫に努めながら、引き続き研修を実施する。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 指導検査課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|------|--|
| 宅地建物取引業者人権啓発 | | | <p>1 事業の目的・概要 宅地建物取引業者が住生活の向上に寄与する重要な社会的責務を担っていることを踏まえて、業界団体が実施する会員研修会や団体と連携して実施する合同人権研修会等において、宅地建物取引業者を対象として実施した「人権問題アンケート調査」の結果や「土地調査問題」等を具体事例として、人権問題への配慮についての指導・啓発を行う。 宅地建物取引士の法定講習においては、講習実施団体に対し、人権啓発を含む「宅地建物取引士の使命と役割」に関する内容を適切に実施するよう府から助言・指導を行ない、受講対象の宅地建物取引士における人権意識の高揚を図る。</p> <p>2 内容（事業種別、対象者等） (1)（公社）京都府宅地建物取引業協会の会員研修会（通年、各支部（7支部）毎に開催） 対象者・・・会員である宅地建物取引業者（約2,300社） (2)（公社）全日本不動産協会京都府本部の会員研修会（年1回開催（対面及び研修動画の配信）） 対象者・・・会員である宅地建物取引業者（約800社） (3) 京都府と業界2団体による合同人権研修会（年1回開催） 対象者・・・業界2団体の本部・支部役員等（約100人） (4) 宅地建物取引士の法定講習会（毎月開催） 対象者・・・京都府登録の宅地建物取引士（約12,400人）</p> <p>3 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 宅地建物取引業者は、その業務の適正な運営と取引の公正とを確保しながら、住生活の向上に寄与するという重要な社会的責務を担っていることから、人権意識をはじめとした高い倫理観をもってその職務の遂行に当たる必要がある。 引き続き業界団体が通年実施している自主研修会や宅地建物取引士証の交付に係る法定講習会等の機会を捉え、さらには業界団体と合同で人権研修を実施することにより、関係者に対する啓発を行い、人権に関する理解を深める。 今後も、令和4年に実施した業界への人権アンケートの結果の周知を図りつつ、参加者の理解がより深まるよう、アンケート結果も踏まえた普及啓発に努める。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 建築指導課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 指導者の養成 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|------------------------|-------------|------|--|
| あんしん「子育て－教育」京都プロジェクト事業 | | 通 年 | <p>市町村と連携し、産前から成人までの子を持つ親の「子育てから教育」の悩みに寄り添い、解決に導くなど、安心して子育てができる環境づくりに取り組む。</p> <p>〔内 容〕 子育て－教育コンシェルジュの設置 ○トータルアドバイスセンターでの教育相談 ・幼児児童生徒、保護者、教職員等に対して、臨床心理士等が課題解決のための助言等を目的とする総合的な教育相談を実施 （相談内容） 不登校、いじめ、友人関係、学習等の学校生活のことや、家庭内での気がかりな行動等、子どもの教育や子育てについて （対象者） 京都府立学校または府内（京都市を除く）の市町（組合）立学校、幼稚園等に通う幼児児童生徒やその保護者、学校教育関係者 （相談時間） 電話教育相談：毎日24時間対応 メール教育相談：毎日24時間対応 来所教育相談：平日（祝日・年末年始除く）10時～17時（予約制） 巡回教育相談：月1～2回（各教育局等において実施）</p> <p>○専門家チームの設置 ・トータルアドバイスセンターと連携し、相談内容の解決に向けた専門的支援を実施 ・府立学校や市町村教育委員会からの困難事案に係る相談対応 （チーム構成） 学校問題解決支援コーディネーター（教員OB等） スクールロイヤー（法律専門家） など</p> <p>〔背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性〕 ・子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子育てに悩みや不安を抱える保護者への支援が必要。 ・増加する保護者からの相談に対応できるよう、保護者の不安や悩みに寄り添い、解決に導くための「子育て－教育コンシェルジュ」を設置し、子育て・教育相談の体制を構築する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 学校教育課・高校教育課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|--|------|--|-----|-----|---------------------------|---|------------------|----------------------------------|--------------------|---------------------------------------|---------------|--------------------------------|-----------------|------------------------------------|---------------|--|--------------|--|-------------------|--|------------------|--|-----------------|--|
| いじめ防止・不登校支援等総合推進事業 | | 通 年 | <p>学校等における問題の早期発見・早期対応、児童生徒・保護者からの相談への対応など、いじめ、不登校、問題行動等に対する総合的なサポート体制の充実を図る。</p> <p>〔内 容〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不登校・いじめ等未然防止・早期解消支援チームの派遣</td> <td>専門家等によるチームを派遣し、対応状況の点検、解決に向けた調整及び教育活動の支援を実施</td> </tr> <tr> <td>スクールカウンセラーの配置・派遣</td> <td>臨床心理士による児童生徒・保護者・教職員へのカウンセリングを実施</td> </tr> <tr> <td>まなび・生活アドバイザーの配置・派遣</td> <td>福祉関係機関等との連携により、困難を抱える児童生徒や家庭に対して支援を実施</td> </tr> <tr> <td>心の居場所サポーターの配置</td> <td>相談室等で相談・学習支援を行うため心の居場所サポーターを配置</td> </tr> <tr> <td>SNSを活用した相談体制の構築</td> <td>中学生・高校生を対象に、SNSを活用した相談事業を京都市と協働で実施</td> </tr> <tr> <td>生徒指導緊急指導教員の配置</td> <td>いじめ、虐待、暴力行為等の課題が生じている学校に緊急に教員（非常勤講師）を配置し、学校体制を強化</td> </tr> <tr> <td>学校問題対策チームの設置</td> <td>いじめや虐待等の重大事案に対して、法律や心理学等の専門家を中核としたチームを事務局に設置</td> </tr> <tr> <td>いじめ対応のための附属機関等の設置</td> <td>いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大事態の調査を実施する附属機関等を設置</td> </tr> <tr> <td>不登校児童生徒支援システムの構築</td> <td>校内に教室以外の居場所を設けることで、児童生徒個々の状況を見立て、個に応じた学習支援・相談と小・中を通じた切れ目のない支援を実施</td> </tr> <tr> <td>不登校児童生徒支援拠点整備事業</td> <td>市町村の教育支援センターにスクールカウンセラー等の専門家の配置等を行い、不登校児童生徒支援の拠点として機能を拡充</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、全国的に不登校児童生徒数が増加を続けており、これまで以上の対応が必要。 ・いじめや不登校の未然防止を図るため、全ての小・中・高等学校で毎週スクールカウンセラーとの相談ができる環境を維持する。 ・また、心の居場所サポーターの配置による不登校児童生徒の教室復帰に向けた支援や市町村の教育支援センターにスクールカウンセラーを配置しての学校内外を問わないアウトリーチ型支援を実施する。 ・今後も、誰一人取り残されない学びの保障に向け、いじめ防止・不登校対策等を推進していく。 | 事 項 | 内 容 | 不登校・いじめ等未然防止・早期解消支援チームの派遣 | 専門家等によるチームを派遣し、対応状況の点検、解決に向けた調整及び教育活動の支援を実施 | スクールカウンセラーの配置・派遣 | 臨床心理士による児童生徒・保護者・教職員へのカウンセリングを実施 | まなび・生活アドバイザーの配置・派遣 | 福祉関係機関等との連携により、困難を抱える児童生徒や家庭に対して支援を実施 | 心の居場所サポーターの配置 | 相談室等で相談・学習支援を行うため心の居場所サポーターを配置 | SNSを活用した相談体制の構築 | 中学生・高校生を対象に、SNSを活用した相談事業を京都市と協働で実施 | 生徒指導緊急指導教員の配置 | いじめ、虐待、暴力行為等の課題が生じている学校に緊急に教員（非常勤講師）を配置し、学校体制を強化 | 学校問題対策チームの設置 | いじめや虐待等の重大事案に対して、法律や心理学等の専門家を中核としたチームを事務局に設置 | いじめ対応のための附属機関等の設置 | いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大事態の調査を実施する附属機関等を設置 | 不登校児童生徒支援システムの構築 | 校内に教室以外の居場所を設けることで、児童生徒個々の状況を見立て、個に応じた学習支援・相談と小・中を通じた切れ目のない支援を実施 | 不登校児童生徒支援拠点整備事業 | 市町村の教育支援センターにスクールカウンセラー等の専門家の配置等を行い、不登校児童生徒支援の拠点として機能を拡充 |
| 事 項 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不登校・いじめ等未然防止・早期解消支援チームの派遣 | 専門家等によるチームを派遣し、対応状況の点検、解決に向けた調整及び教育活動の支援を実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スクールカウンセラーの配置・派遣 | 臨床心理士による児童生徒・保護者・教職員へのカウンセリングを実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まなび・生活アドバイザーの配置・派遣 | 福祉関係機関等との連携により、困難を抱える児童生徒や家庭に対して支援を実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 心の居場所サポーターの配置 | 相談室等で相談・学習支援を行うため心の居場所サポーターを配置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| SNSを活用した相談体制の構築 | 中学生・高校生を対象に、SNSを活用した相談事業を京都市と協働で実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生徒指導緊急指導教員の配置 | いじめ、虐待、暴力行為等の課題が生じている学校に緊急に教員（非常勤講師）を配置し、学校体制を強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校問題対策チームの設置 | いじめや虐待等の重大事案に対して、法律や心理学等の専門家を中核としたチームを事務局に設置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| いじめ対応のための附属機関等の設置 | いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大事態の調査を実施する附属機関等を設置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不登校児童生徒支援システムの構築 | 校内に教室以外の居場所を設けることで、児童生徒個々の状況を見立て、個に応じた学習支援・相談と小・中を通じた切れ目のない支援を実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不登校児童生徒支援拠点整備事業 | 市町村の教育支援センターにスクールカウンセラー等の専門家の配置等を行い、不登校児童生徒支援の拠点として機能を拡充 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新規・継続等 | 継続(一部新規) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当課(室) | 学校教育課、高校教育課、社会教育課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定職業従事者 | 教職員・社会教育関係職員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 推進方策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| こども | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------------|------|---|
| 効果の上がる学力対策事業 | | 通 年 | <p>児童生徒に確かな学力が身につくよう、基礎基本の徹底や個別課題に対応するための取組を充実し、学力向上に向けた実践的・効果的な支援を実施する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学生個別補充学習実施事業 学力に課題のある児童に対し、基礎基本を定着させ、学習のつまずきを解消するための個別補充学習を実施 ・実 施 校：府内公立小学校全校（京都市を除く） ・対 象：小学校1～6年生 ・実施時期：放課後や長期休業期間中 等 ○中学生個別補充学習実施事業 中学1年生段階での基礎基本の徹底や、2・3年生段階での学力の底上げと発展学習のため、補充学習を実施 ・実 施 校：府内公立中学校全校（京都市を除く） ・事業対象：中学校1～3年生 ・実施時期：放課後や長期休業期間中 等 ○京都府学力・学習状況調査活用事業 京都府学力・学習状況調査のデータと教員による観察を両輪とし、児童生徒一人一人の可能性を最大限に引き出し、学ぶ楽しさと意義を実感できる授業モデル及び学校モデルを創出 <p>〔背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての子どもが、生まれ育つ環境に左右されることなく、よりよい社会と幸福な人生を創り出すために、基礎学力の定着と希望進路の実現を図ることは重要であると認識している。 ・個別補充学習により、個に応じた指導を通じた基礎学力定着の取組を組織的・計画的に実施し、児童生徒の学力の下支えを確実に行う。 ・京都府学力・学習状況調査により、学校全体及び個々の児童生徒のデータを把握・分析し、個々の児童生徒の課題に応じた具体的なアプローチを立案するとともに、認知能力と非認知能力をバランスよくはぐくむための取組を推進する。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 学校教育課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| 特定職業従事者 | 教職員・社会教育関係職員 | | |
| 推進方策 | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|---|---|--|--|--|--|------|-----|------|----|-------|---------------------|---|---|--|--|----------------------|----------------|--|--|--|
| 教職員研修事業 | | 通 年 | 人権教育の基本的取組事項と重点的取組事項を理解し、教職員自らのステージに応じた実践ができるよう、さまざまな人権問題についての理解と認識を深め、人権教育に係る実践的指導力の向上を図ることを目的とした研修を行う。 [内 容] ○京都府総合教育センター等における研修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新規・継続等 | 継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当課(室) | 学校教育課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 保育所・幼稚園等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定職業従事者 | 教職員・社会教育関係職員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 推進方策 | 指導者の養成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 資料等の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 効果的な手法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人権全般 | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修区分</th> <th>対象者</th> <th>研修内容</th> <th>講師</th> <th>研修方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本研修 (教職経験年数別研修)</td> <td>・初任者・新規採用者 約560人 ・中堅教諭等 資質向上研修 対象者 約550人 ・講師 約150人</td> <td>・人権教育に係る知識及び技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用等</td> <td>・センター職員 ・人権教育室指導主事 ・各教育局指導主事 ・府内教職員 ・学識経験者</td> <td>・講義 ・実践発表 ・研究協議 ・演習 (リモート開催やオンデマンド研修も含む)</td> </tr> <tr> <td>専門研修 (領域等・職能別研修等)</td> <td>教職員 約4,020人</td> <td>・人権教育に係る知識及び技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集及び人権教育指導者ハンドブックの活用・ICT活用・情報モラル等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 研修区分 | 対象者 | 研修内容 | 講師 | 研修方法等 | 基本研修 (教職経験年数別研修) | ・初任者・新規採用者 約560人 ・中堅教諭等 資質向上研修 対象者 約550人 ・講師 約150人 | ・人権教育に係る知識及び技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用等 | ・センター職員 ・人権教育室指導主事 ・各教育局指導主事 ・府内教職員 ・学識経験者 | ・講義 ・実践発表 ・研究協議 ・演習 (リモート開催やオンデマンド研修も含む) | 専門研修 (領域等・職能別研修等) | 教職員 約4,020人 | ・人権教育に係る知識及び技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集及び人権教育指導者ハンドブックの活用・ICT活用・情報モラル等 | | |
| 研修区分 | 対象者 | 研修内容 | 講師 | 研修方法等 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本研修 (教職経験年数別研修) | ・初任者・新規採用者 約560人 ・中堅教諭等 資質向上研修 対象者 約550人 ・講師 約150人 | ・人権教育に係る知識及び技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用等 | ・センター職員 ・人権教育室指導主事 ・各教育局指導主事 ・府内教職員 ・学識経験者 | ・講義 ・実践発表 ・研究協議 ・演習 (リモート開催やオンデマンド研修も含む) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 専門研修 (領域等・職能別研修等) | 教職員 約4,020人 | ・人権教育に係る知識及び技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集及び人権教育指導者ハンドブックの活用・ICT活用・情報モラル等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------------|------|---|
| 教職員研修事業 | | 通 年 | <p>○学校における人権研修 対象者：教職員 研修内容：年間研修計画に基づき計画的・系統的に実施 ・人権教育を推進していくための認識の深化を目指した研修 ・体罰根絶、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた研修 ・人権学習の教材及び指導方法に関わる研修 ・様々な人権問題の現状と課題を理解するための研修 ・保護者啓発を兼ねたPTAとの合同研修 等 研修方法：講義、講演、研究協議、ワークショップ、フィールドワーク</p> <p>○京都教育大学への派遣研修 対象者：教職員 研修内容：人権教育に関する専門的知識及び技能を修得するための研修</p> <p>○独立行政法人教職員支援機構での研修 対象者：教職員 研修内容：人権教育に関する国内外の動向や、人権教育に関する効果的な指導方法等に関わる研修</p> <p>[背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性] ・人権教育推進の担い手である教職員の人権意識を高め、指導力を向上させることは重要であると認識している。 ・全ての教職員が人権問題についての理解と認識を深めるとともに、キャリアステージに応じた実践力を身に付けるため、主体的に研修を進める。 ・「人権教育に関する教職員の意識調査」の結果を踏まえ、研修機会の確保や研修方法の工夫改善に努める。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 学校教育課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 保育所・幼稚園等 | | |
| | 学校 | | |
| 特定職業従事者 | 教職員・社会教育関係職員 | | |
| 推進方策 | 指導者の養成 | | |
| | 資料等の整備 | | |
| | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------------|------|--|
| 人権教育資料作成 | | 通 年 | <p>人権教育の推進にあたり基盤となる教職員の人権意識の一層の高揚や指導力の向上に資する資料等を作成する。</p> <p>〔内 容〕 各学校が行う人権教育や教職員研修等で活用できる資料</p> <p>〔数 量〕 3, 500部</p> <p>〔配布先〕 京都府内の小・中・義務教育学校（京都市を除く）、府立学校等</p> <p>〔背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性〕 ・京都府教育委員会では、従来「人権学習資料集」をはじめ、各学校が人権教育や教職員研修等を行う際に参考となる資料を作成し、教育活動を支援している。 ・今日的な課題や各学校でのニーズも踏まえ、全ての学校で効果的な人権教育が推進できるよう、取組を継続する。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 学校教育課(人権教育室) | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| 特定職業従事者 | 教職員・社会教育関係職員 | | |
| 推進方策 | 資料等の整備 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------------|----------------|------|---|
| 人権教育資料作成（人権教育進路保障資料） | | 通 年 | <p>経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないように、府の援護制度一覧を作成し、府内の学校等に配布する。</p> <p>〔内 容〕 京都府が実施している援護制度の一覧</p> <p>〔数 量〕 22, 300部</p> <p>〔配布先〕 京都府内の小・中・義務教育学校（京都市を除く）、府立学校、市町村、保育所・幼稚園、保健所等相談機関等</p> <p>〔背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性〕 ・各学校での面談や家庭訪問をはじめ、児童生徒や保護者からの相談に際して活用されている。 ・引き続き、支援を必要とする児童生徒及び保護者へ幅広く対応できるよう、各種制度の積極的な周知を図る。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 学校教育課(人権教育室) | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 保育所・幼稚園等 学校 | | |
| 特定職業従事者 | 教職員・社会教育関係職員 | | |
| 推進方策 | 資料等の整備 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------------|------|--|
| 人権教育研究推進事業 | | 通 年 | <p>推進地域・指定校の指定による実践的な研究を行い、人権教育の一層の推進を図る。 (文部科学省研究指定事業)</p> <p>〔内 容〕</p> <p>○人権教育総合推進地域事業 学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を推進し、地域全体で人権意識を培うための人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育の充実を図り、その成果を府内全体の学校に波及させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進地域 舞鶴市 (R7～継続) ・研究主題 「自他ともに幸せな未来を拓く教育を目指して」 <p>○人権教育研究指定校事業 人権意識を培うための学校教育の在り方について、幅広い観点から実践的研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に努め、その成果を府内全体の学校に波及させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定校 京都府立東舞鶴高等学校 (R7～継続) ・研究主題 「引揚のまち舞鶴で学ぶ今日的に必要なとされる普遍的な人権感覚の醸成」 <p>〔背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育については、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」において、学校における指導方法の改善を図るための調査研究等を行うこと等とされている。 ・京都府においても、社会情勢の変化に伴い、人権問題が多様化・複雑化している現状を踏まえ、効果的な人権教育の実践研究を行うとともに、優れた研究成果を府内に波及させていく。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 学校教育課(人権教育室) | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|-----------------------|--------------|------|--|
| 人権教育推進事業（学習教材・啓発資料整備） | | 通 年 | <p>生涯の各時期に応じた、各種団体等における学習等ニーズに対応するため、人権教育をはじめとする学習教材の整備・拡充に努める。</p> <p>〔対象者〕 府民（約250万人）</p> <p>〔背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育課ホームページの更新や人権教育指導者研修会での紹介を行う等、視聴覚ライブラリーの啓発活動を実施しているが、利用者は減少している。 ・貸出方法や啓発方法等、利用者のニーズに合わせた工夫をし、利用者の増加を図る。 ・社会教育における人権教育の指導者のためのハンドブックを「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」、「第2期京都府教育振興プラン」及び「人権教育を推進するために」を踏まえて作成し、配布予定である。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 社会教育課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | 教職員・社会教育関係職員 | | |
| 推進方策 | 資料等の整備 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|------|---|
| 森と小川の教室推進事業 | | 通 年 | <p>すべての子どもたちが障害の有無に関係なく、るり溪の自然の中で共同生活を体験し、多様な立場を理解し、心のふれあいを深めながら支援する心や社会性を培い、共生社会の実現に向けた一層の進展を図る。また、多様な自然体験活動を通して、自立心・主体性を培うとともに、自然や環境に対する豊かな感性を養うことを目的として実施する。</p> <p>〔内 容〕 キャンプ及び自然体験活動、スタッフ研修会、事前キャンプ、体験発表会等</p> <p>〔対象者〕 府内の小学4年生～中学生、特別支援学校小学部4年生～中学部までの児童生徒約20名（キャンプ定員）（障害のある子どもの割合は約1／3）</p> <p>〔背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性〕 ・令和7年度は、5泊6日のキャンプに17名の参加があった。 ・キャンプを通して、参加者は同世代の多様な立場の人とつながることができている。 ・今後は事業内容を時代に合わせて精選、改善、充実させるとともに、大学生等によるボランティアスタッフの確保に努める。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 社会教育課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| こども | | | |
| 障害のある方 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------------|--------------|-----------|--|
| 人権教育推進事業（人権教育指導者研修会） | | 8月 11月 | <p>社会状況の変化に伴い多様化・複雑化する人権問題についての理解と認識を深め、地域の実情に応じた人権教育を推進するために、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者等の資質の向上を図る研修会を2回実施する。</p> <p>〔対象者〕 社会教育主事、社会教育指導員、社会教育施設関係職員、社会教育関係者、学校教育関係者、社会教育関係団体員、その他（人権教育の指導・啓発を担当する関係者等）</p> <p>〔参加者数〕 約250名</p> <p>〔研修内容〕 ・様々な人権問題の現状と課題 ・参加型学習を取り入れた学習内容や方法の工夫改善 等</p> <p>〔講師〕 ・学識経験者、行政関係者 他</p> <p>〔研修方法等〕 ・講義、講演（リモート開催等含む） ・演習（参加型学習を取り入れた学習内容の工夫・改善） ・実践報告・実践交流</p> <p>〔背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性〕 ・社会教育における人権学習の重要性を認識し、多様化・複雑化する人権問題についての理解を深めることができる研修会を企画し、指導者の資質向上につなげていく。 ・学校教育関係者に比べて社会教育関係者の参加が少ないため、参加しやすい日程や会場の調整、指導者研修会の趣旨及び内容が伝わる広報に努める。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 社会教育課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | 教職員・社会教育関係職員 | | |
| 推進方策 | 指導者の養成 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|-------------------------------------|--------------|------|---|
| 人権教育推進事業 (人権教育(教育局別)行政担当者等研究協議会) | | 通 年 | 各教育局において、人権教育指導者研修会等の内容も踏まえながら、関係機関との連携を図り、人権に関する課題解決の方策についての研究協議を行うとともに、管内市町村の人権に関する取組状況の情報交換を実施する。 [対象者] 各市町村社会教育・人権教育行政担当者、学校教育関係者、人権教育推進協議会指導者等 [内 容] ・人権に関する課題解決の方策についての研究協議 ・管内市町村の人権に関する取組状況等の情報交換 ・人権教育に関する研修会、フィールドワーク 等 [実施回数] 各教育局3回程度 [その他] ・人権教育指導者研修会の内容を踏まえ、各地域での人権問題についての課題に対応した人権教育の充実方策について考える機会としている。 [背景(現状・課題)及び今後の取組の方向性] ・人権教育指導者研修会等での学びの成果を、各市町村での人権に関する課題解決の方策に生かせるよう、行政担当者等研究協議会との連携をさらに進め、人権に関する課題解決の方策についての研究協議及び管内市町村の取組状況の情報交換を行う。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 社会教育課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 地域社会 | | |
| 特定職業従事者 | 教職員・社会教育関係職員 | | |
| 推進方策 | 指導者の養成 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

【警察本部】

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|----------|------|--|
| 所属ハラスメント相談員研修会 | | 未定 | <p>(1) 事業の目的・概要 各所属のハラスメント相談員を対象に、ハラスメント相談受理・報告要領、事例検討等に関する研修を実施して、職場におけるハラスメントの潜在化防止を図る。</p> <p>(2) 内容 〔事業種別〕 各所属における研修会 〔対象者〕 各所属の所属ハラスメント相談員 〔参加者数〕 約500人 〔会場〕 各所属 〔開催時期〕 春・秋の人事異動後 〔内容〕 ・ ハラスメント相談受理・報告要領 ・ 事例検討等</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 職員が相談しやすい職場環境づくりの構築のため、ハラスメント相談窓口である各所属ハラスメント相談員を対象に、異動期ごとに実施している研修会である。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 警務課人事第三係 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | 警察職員 | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 安心して働ける職場環境の推進 | | | |

【警察本部】

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|-------------|--------------|--|
| 被害者支援専科 | | 9～10月 ※隔年 | <p>(1) 事業の目的・概要 警察署等において、犯罪被害者支援を担当する警察官に対し、具体的な支援事例や効果的な支援方策を教養することにより、被害者等の心情に配慮した支援活動の推進を図る。</p> <p>(2) 内容 [事業種別] 研修会 [対象者] 警察署等の特別被害者支援要員、指定被害者支援要員 [参加者数] 26人 [会場] 警察学校 [内容] ・ 被害者遺族や被害者支援に関する講師による講話 ・ 犯罪被害者支援室員による教養 ・ グループワーク 等</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・ 警察署等の担当者を対象に隔年で実施している研修会である。 ・ 被害者支援に関する講義や教養を数日間にわたって集中的に実施することで、知識の向上及びモチベーションの向上を図る。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 警務課犯罪被害者支援室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | 警察職員 | | |
| 推進方策 | 指導者の養成 | | |
| | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 犯罪被害者等 | | | |

【警察本部】

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|--------------------------------------|-------------|-------|---|
| 本部特別被害者支援要員、警務課兼務者及び警察署犯罪被害者支援担当者研修会 | | 4～5月頃 | <p>(1) 事業の目的・概要 死傷者多数事案等発生時に被害者等への支援を適切に実施するための要領や知識を習得することを研修会の目的とする。 また、警察署被害者支援担当者に対して、担当業務の能力向上を目的とした研修を併せて実施する。</p> <p>(2) 内容 〔事業種別〕 研修会 〔対象者〕 本部特別被害者支援要員、警務課兼務者及び警察署等の犯罪被害者支援係担当者 〔参加者数〕 約100人 〔会場〕 警察本部 〔内容〕 死傷者多数事案に関する講演、支援室員による教養</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・ 死傷者多数事案が発生した際に招集する特別被害者支援要員等に対して、死傷者多数事案支援経験者や遺族による講話を聴講することにより、経験や知識の伝承及びモチベーションの向上を図る。 ・ 警察署担当者により、知識や経験年数が異なることから、各担当者の知識や経験を共有することで、府警全体の被害者支援の対応力の底上げを図る。 ・ 警察署担当者については、リモートによる参加を予定。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 警務課犯罪被害者支援室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | 警察職員 | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | 指導者の養成 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 犯罪被害者等 | | | |

【警察本部】

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------------|--------------|------|--|
| 死傷者多数事案における被害者支援連携訓練 | | 未定 | <p>(1) 事業の目的・概要 特別被害者支援要員等を対象に、一般社団法人日本DMORTと連携して、死傷者多数事案を想定した実践訓練を実施し、支援要員の技術向上を図る。</p> <p>(2) 内容 〔事業種別〕 研修会 〔対象者〕 特別被害者支援要員、警察署等被害者支援担当者 等 〔参加者数〕 未定 〔会場〕 未定 〔内容〕 死傷者多数事案発生を想定したロールプレイング方式の訓練</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・ 令和3年度から実施している訓練であり、これまで遺族役に京都芸術大学の学生の協力を得て、より実践的な訓練を実施。 ・ 今後も、京都府犯罪被害者支援連絡協議会等と連携した訓練を実施し、被害者支援にかかる技術向上に努める。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 警務課犯罪被害者支援室 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | 警察職員 | | |
| 推進方策 | 国・市町村・民間との連携 | | |
| | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 犯罪被害者等 | | | |

【警察本部】

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|------|---|
| 職務倫理教養 | | 通年 | (1) 事業の目的・概要 ・ 「人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行する」ための教養を推進 ・ 「障害を理由とする差別の解消を推進するための教養」を強化 (2) 内容 ア 事業種別 (ア) 学校教養 採用時の教養、任用科、専科 (イ) 職場教養 朝礼、研修会・講演会・シンポジウム (ウ) 資料作成 警察職員のみ配布 イ 対象者 全ての警察職員 (3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性 ア 背景 ・ 警察職員の職務倫理及びサービスに関する規則（平成12年国家公安委員会規則第1号） ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号） ※令和6年4月1日の改正法の施行を勘案 イ 現状 社会課題に応じた人権教育の推進 ウ 今後の取組の方向性 引き続き、人権侵害を発生させないよう教養を強化する。 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 教養課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | 警察職員 | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |

【警察本部】

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|------------------|--------------|------|---|
| 「聞こえのサポーター」養成講習会 | | 未定 | (1) 事業の目的・概要 「聞こえの共生社会」の推進を周知し、関心と理解を深めさせ、言語としての手話の普及を図る。 (2) 内容 ア 事業種別 講習会 イ 対象者 警察職員 ウ 講師 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会等の職員 エ 講義内容 聴覚障害者概論、手話実技、難聴体験 (3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性 ア 背景 言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例（平成30年京都府条例第10号） イ 現状 年に3回、他の研修会と合同実施 ウ 今後の取組の方向性 引き続き、資料配布等の補完措置による教養の充実 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 教養課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | 警察職員 | | |
| 推進方策 | 国・市町村・民間との連携 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 障害のある方 | | | |

【警察本部】

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | |
|----------------|--------|------|---|
| 新規性犯罪指定捜査員等研修会 | | 6月 | <p>(1) 事業の目的・概要 性犯罪指定捜査員として指定された警察官を対象に、被害者の心情に配慮した捜査活動を推進するため、性犯罪捜査要領、被害者支援等に関する研修会を実施し実務能力の習得を図る。</p> <p>(2) 内容 〔事業種別〕 研修会 〔対象者〕 性犯罪指定捜査員に指定された者のうち、教養を必要と認める警察官 〔参加者数〕 約75人 〔会場〕 警察本部及び舞鶴警察署 〔内容〕 ・ 実務に即した性犯罪捜査要領 ・ 被害者支援に関する講義</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 令和5年、刑法及び刑事訴訟法の一部が改正されて以降、性犯罪にかかる刑法犯認知件数等が増加傾向にあり、今後もより一層被害者の心情に配慮した性犯罪捜査・被害者対応が必要となっているほか、捜査の過程において、性犯罪の被害者等の心理的・精神的負担を軽減するために警察、検察等の代表者が聴取を行っているが、事件認知時から代表者聴取が行われるまでの間、供述者の特性に応じて誘導を避けるなどに配慮した初期対応が必須である。 性犯罪指定捜査員は、前記対応の最前線にいる警察官であり、必要な知識技能を効果的かつ確実に習得させる必要がある。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 捜査第一課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | 警察職員 | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 犯罪被害者等 | | | |

【警察本部】

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|------|--|
| 性犯罪捜査専科 | | 11月 | <p>(1) 事業の目的・概要 警察署の性犯罪指定捜査員を対象として、被害者の心情に配慮した捜査活動を推進するため、性犯罪指定捜査員に対して性犯罪捜査要領、司法面接的手法等に関する教養（警察学校における5日間の教養）を実施し実務能力の習得を図る。</p> <p>(2) 内容 〔事業種別〕 警察学校における専科教養 〔対象者〕 警察署で性犯罪捜査に従事する警察官 〔参加者数〕 約25人 〔会場〕 警察学校 〔内容〕 ・ 専門的知識・技能を習得するための性犯罪捜査要領 ・ 被害者支援に関する講義 ・ 性的マイノリティに対する理解を深めるための部外講師による講義 ・ 司法面接的手法の習得</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取り組みの方向性について 司法面接的手法の習得及び司法面接に至るまでの間の初期対応における適正捜査が重要であるところ、司法面接的手法に関するスキルの習得が必須であることから、同捜査にかかる講義内容の充実を図る。 また、性的マイノリティに対する理解を深め、この種事案の取り扱い及び被害者対応等における適正な対応を図るため、講師を招聘し、性的マイノリティにかかる正しい知識・認識の習得、問題意識の醸成を図る。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 捜査第一課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | 警察職員 | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 犯罪被害者等 | | | |

【警察本部】

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|------------------------------|-------------|------|---|
| 児童虐待・児童の性的搾取事案等 に対する適切な対応 | | 通年 | <p>(1) 事業の目的・概要 臨床心理士による少年相談活動及び少年心理分析並びにスクールサポーターによる関係機関、団体等と連携した非行防止教室、立ち直り支援等を実施し、児童虐待、性的搾取、いじめ等から子どもの人権を守る取組みを推進する。</p> <p>(2) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士による少年相談活動及び少年心理分析の実施 スクールサポーターによる関係機関、団体と連携した非行防止教室や立ち直り支援の実施 児童ポルノ事犯を始めとする悪質な福祉犯の効果的な取締りの実施 <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話相談（ヤングテレホン）の効果的な運用 公徳心が醸成される小学校3～4年生に対する非行防止教室等を拡充 悪質な福祉犯の取締りを通じた被害児童の発見保護 関係機関との連携による、被害少年の早期発見・保護及び規範意識の向上 |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 少年課、人身安全対策課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 相談機関連携充実 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 子ども | | | |

【警察本部】

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|---------------------|--------------|------|---|
| サイバー犯罪被害等防止に関する講演活動 | | 通年 | <p>(1) 事業の目的・概要 ネット安心アドバイザーを講師とした講義型講座及びタブレット端末を使用した体験型講座を実施して、府民のネットトラブル対応能力の向上を図る。</p> <p>(2) 内容 [事業種別] 講演会 [対象者] 小学生・中学生・高校生・専門学校生・大学生・その他の府民 [参加者数] 目標受講者数30,000人 [会場] 京都府内の小・中・高校・専門学校・大学等 [内容] ・ ネットリテラシー向上やサイバー犯罪被害等の防止を目的とした講義型講演（講師：ネット安心アドバイザー） ・ タブレット端末を使用した体験型講座（講師：ネット安心アドバイザー）</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について ・ インターネット利用者の低年齢化に伴い、令和5年度からは小中学校で配備されているタブレット端末を利用した体験型講座を開始したもの。 ・ インターネットを利用する高齢者も増加傾向にあるため、高齢者団体への働きかけを行う。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | サイバー企画課 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 学校 | | |
| 特定職業従事者 | | | |
| 推進方策 | 国・市町村・民間との連携 | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| インターネット社会における人権の尊重 | | | |

【警察本部】

令和8年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名 | | 実施時期 | 概要 |
|----------------|--------|------|--|
| 採用時における人権教育 | | 通年 | <p>(1) 事業の目的・概要 新規採用された職員を対象に、様々な人権問題に関する講義、高齢者疑似体験等を実施し、社会人として必要な人権に対する見識の浸透を図る。</p> <p>(2) 内容 〔事業種別〕 警察学校における初任科教養 〔対象者〕 新規採用の警察職員 〔参加者数〕 初任科生約240人 〔会場〕 京都府警察学校 〔内容〕 ○ 講義 ・ 基本的人権の尊重、公正な職務執行について ・ 女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人等の各種人権課題等に対する理解 ・ 認知症高齢者に対する理解（認知症サポーター養成講座の受講） ・ ハラスメント問題への理解 ○ 体験型学習 高齢者疑似体験を通じた社会的弱者に対する理解の醸成 ○ 聴覚障害者から話を聞く機会 聴覚言語障害に関する理解の醸成</p> <p>(3) 背景（現状・課題）及び今後の取組の方向性について 現在の若手警察官の特性を踏まえ、講義や体験型学習等の様々な機会を活用し、理解の醸成を図る。</p> |
| 新規・継続等 | 継続 | | |
| 担当課(室) | 警察学校 | | |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 | | | |
| 人権教育・啓発の場 | 企業・職場 | | |
| 特定職業従事者 | 警察職員 | | |
| 推進方策 | 効果的な手法 | | |
| | | | |
| 解決に資する人権問題等 | | | |
| 人権全般 | | | |